

## 関係団体ヒアリング結果概要（施策順）

### <ヒアリング実施日程>

令和5年5月29日（月）、5月30日（火）、6月2日（金）、6月8日（木）

### <関係団体一覧>

埼玉県都市教育長協議会、埼玉県町村教育長会

埼玉県国公立幼稚園・こども園長会、埼玉県公立小学校校長会、埼玉県中学校長会、埼玉県高等学校長協会

埼玉県教職員組合・埼玉県高等学校教職員組合、埼玉教職員組合・埼玉高等学校教職員組合

埼玉県公認心理師協会、埼玉県社会福祉士会

埼玉県PTA連合会、埼玉県高等学校PTA連合会、埼玉県特別支援学校PTA連合会

全埼玉私立幼稚園連合会、埼玉県私立中学高等学校協会、埼玉県専修学校各種学校協会

埼玉県家庭教育振興協議会、埼玉県社会教育委員会議

埼玉県文化団体連合会、埼玉県文化財保護審議会、埼玉県スポーツ協会

## 次期埼玉県教育振興基本計画全体について

### 【埼玉県都市教育長協議会】

(次期埼玉県教育振興基本計画について)

- 教育振興基本計画は、予測困難な時代における教育政策の進むべき道標、「羅針盤」であるといえる。本県の次期教育振興基本計画においても、国の教育振興基本計画で示されたコンセプトを念頭に、義務教育の中核である公立小・中学校教育の充実をめざした実効性のある施策、公立小・中学校教育の担い手である市町村への具体的な支援を十分に盛り込むべきと考える。

### 【埼玉県町村教育長会】

(次期埼玉県教育振興基本計画について)

- 次期計画については、第3期埼玉県教育振興基本計画の大きな骨子等についてはそのまま維持することをもって策定に当たるということでよい。
- (市町村の状況に合わせた県教委との連携強化について)
- 町村の財政基盤また人的な基盤というものは、都市と比べて、相対的に弱い部分がある。市町村の様々な政策が講じられるわけだが、その市町村の状況に合わせた県教委との連携強化といった側面を、この基本計画を実施していく上で、重要な視点にしていきたい。

### 【埼玉高等学校教職員組合】

(次期埼玉県教育振興基本計画について)

- 時代の変化に対応した教育の在り方について、国の方でも検討され、様々なワードが示されているが、学校教育を担うのは現場の教職員であり、働き方改革の推進を前提として、埼玉教育を充実させる計画立案でなければならないと考える。

【埼玉県公認心理師協会】

(次期埼玉県教育振興基本計画の周知・認知について)

- 本計画は教育に関わる全ての人々と共有していく共通の指針であるため、スクールカウンセラーにも共有される必要があるのではないかと。学校を含め、教育に関わる機関などに本計画がどれだけ周知・認知されているのか、共有度・認知度も検証していく必要があるのではないかと。

(データに基づく施策について)

- 本計画は目標ごとに成果と課題を検証するための指標を設定しているが、いずれも量的データだけのように見え、気になった。カウンセリングでも同様だが、往々にして支援する側と支援を受ける側のニーズにズレが生じやすいものである。それを防ぐための方法として、支援を受ける側、利用者側の声を集める仕組みがあるとよい。そして、既存の量的データに加え、このような質的データも指標の1つに入れることで、成果と課題をより明確に検証することができるのではないかと。

【一般社団法人 埼玉県専修学校各種学校協会】

(次期埼玉県教育振興基本計画について)

- 人口減少社会の到来、新型コロナウイルス感染症の長期化、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻など不確定でかつ厳しい社会情勢の中、次期教育振興基本計画の総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」と掲げられた。これは、今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、本県の教育政策の根幹となる次期埼玉県教育振興基本計画策定に当たっては、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう国と連携協力して教育政策を講じていくことが必要で、これまでの常識にとらわれない大局的視点に立った政策の立案が重要と考える。
- 職業教育において中核的役割を果たしてきた専門学校のスタンスを中心に、これまでも主張してきた「アカデミック・ライン」に対する「プロフェッショナル・ライン」つまり、職業教育体系の確立を目指すことが重要であるとの基本的考えから、本協会の意見を申し述べたい。

## 目標Ⅰ 確かな学力の育成

### 施策1：一人一人の学力が伸びる教育の推進

#### 【埼玉県中学校長会】

(埼玉県学力・学習状況調査について)

- 埼玉県の学力・学習状況調査は、中教審の答申でいうウェルビーイングのまさに象徴、さきがけのような取組であり、全国的にも誇れる取組と考える。
- 教育予算が厳しい中だと思われるが、相対的な比較等ではなく、子供たちの伸びを見るという部分に着目したこの調査については、継続していただきたい。

(個別最適な学び、協働的な学びについて)

- 令和3年1月の中教審の答申で「令和の日本型学校教育」が謳われており、全日本中学校長会のビジョンは、これを受け、個別最適な学び、協働的な学びということを旗印に掲げている。
- 現行計画でも協働的な学びについては協調学習という言葉が使われているが、「個別最適な学び、協働的な学び」について、このままの言葉でなくてもよいが、その辺りの理念については触れていただきたい。

#### 【埼玉県教職員組合】

(学力向上について)

- 県学調は下記のような取組が行われているため、抽出で実施すべきと考える。
  - ・ 県学調を悉皆で実施し市町村ごとの結果が公表されていることから、ある自治体では得点の向上をめざして「〇〇グランプリ」という、取組が行われている。
  - ・ 県学調直前に、「昨年度正答率の低かった問題」「無回答率の高かった問題」を出題
  - ・ 「実施期間内に、全員が100点を取ることができるように取り組みます」(通知)
  - ・ 学級ごとの実施人数と満点獲得人数を報告。教育委員会から賞状を発送予定
- 学力を狭くとらえたこのような取組は、「ひとりひとりの学力を伸ばす教育を推進」するという県教委の意向とも逸脱

するものである。県学調の悉皆実施が、「主体的・対話的で深い学び」とは相反する「機械的な詰め込みによる学び」がまかり通る現状を作り出していると言えるだろう。

【埼玉高等学校教職員組合】

(確かな学力の育成について)

- 児童生徒の家庭学習の定着を呼び掛ける必要があると考える。なぜなら、公教育における学習量の提供には限界があるためである。
- 学校の授業時数には限界があり、児童生徒の意欲を高め、自ら学習する習慣付けが学力向上には何より必要である。
- 高校では学力向上・進学実績を伸ばすための朝・放課後補習に加え、夜の自習室の提供など、大きく勤務時間を超えて学習指導が行われている。提供する教育の「量」を増やすことには限界がある。
- したがって、子供たちの知的好奇心を育て、自ら学ぶ意欲を喚起する一層の取組を求めたい。

**施策2：新しい時代に求められる資質・能力の育成**

【埼玉県都市教育長協議会】

(学びの改革の推進について)

- 誰一人取り残されることがないように、子供たちが基礎学力、論理的思考力、問題解決力を身に付け「自ら学ぶ意欲」を養えるよう「学びの改革」を引き続き推進いただきたい。

【埼玉県中学校長会】

(対話の重要性について) ※施策4「技術革新に対応する教育の推進」にも掲載

- 主体的・対話的で深い学びの学習プロセスにおいて、対話という言葉は使われるが、子供たちが問題解決をしていく上でも、その方法論として、対話が重要になってくる。
- もっと言えば、我々教職員、管理職、学校も、今後様々なことを進めていくに当たり、合意形成していくことはとても重要になる。問題解決のプロセスとして、対話というものも非常に重要になるだろう。

(教育のDX化について) ※施策7「いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実」にも掲載

- 教育のDX化については、今後も推進していく必要がある反面、学校現場では、ネットトラブルやネットいじめといったことを大変心配している。
- 教育DX化を進める一方で、情報リテラシー教育、言葉が適切ではないかもしれないが、これも不可欠になると思われる。
- コロナ禍の3年間で、不登校の子供たちが急増しており、学習保障という観点がかかなり重要になってきており、その点でも1人1台端末等を活用した学習保障を、今後も更に推進していただきたい。

### **施策3：伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進**

【埼玉県公立小学校校長会】

(学校におけるSDGsの推進について) ※施策12「主体的に社会の形成に参画する力の育成」にも掲載

- グローバル化が進む中、身近な問題から日本全体や地球規模での問題を捉え、それらを自らの課題として意識し、解決に向けて主体的に考え、他者と協働しながら取り組んでいく人材の育成が求められている。学校においては、教科横断的にSDGsに係る教育を進めていけるよう、県が目指すところを具体的に示していただけるとありがたい。

【埼玉県高等学校長協会】

(質の高いグローバル教育の推進について)

- グローバル化が一層進展する中、これからの時代を生きる生徒には、自己を確立しつつ他者を受容し、多様な価値観を持つ人々と協力・協働しながら課題を解決する力が求められる。自ら進んで積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や豊かな国際感覚の醸成、総合的な英語力の育成などに加え、多くの外国の人々と交流する機会を増やしていくことも重要である。本県の高校生に質の高いグローバル教育が推進されるようお願いしたい。

## **施策4：技術革新に対応する教育の推進**

【埼玉県中学校長会】

(対話の重要性について) ※再掲

- 主体的・対話的で深い学びの学習プロセスにおいて、対話という言葉は使われるが、子供たちが問題解決をしていく上でも、その方法論として、対話が重要になってくる。
- もっと言えば、我々教職員、管理職、学校も、今後様々なことを進めていくに当たり、合意形成していくことはとても重要になる。問題解決のプロセスとして、対話というものも非常に重要になるだろう。

## **施策5：人格形成の基礎を培う幼児教育の推進**

【埼玉県国公立幼稚園・こども園長会】

(幼児教育の推進について)

- 埼玉県教育振興基本計画では、平成21年度の当初より「幼児教育の推進」を基本目標Iの具体的な施策に取り上げているが、全ての期において共通した施策の方向性として「教諭・保育士の資質向上」「教育・保育の一体的提供」「幼稚園・保育所（こども園）と小学校との連携」「子育て支援の充実」が挙げられている。この15年間かけて取り組んできたことになるが、これらに関して現場からの印象ではまだ課題が残っており、次期計画においてもこの方向性は継続していただきたい。

(保幼小の連携について)

- 2期の計画では「接続期プログラム」、3期では幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続として示されているが、今回は「架け橋プログラム」における「カリキュラム開発会議」に関わる内容と密接な関係になるのではないかと思われる。架け橋プログラムについて県内で先行して取り組んでいるさいたま市、草加市、川越市の成果を広く生かせる施策を望む。ただ、この架け橋プログラムについては、架け橋プログラムを推進する文科省幼児教育の横山真貴子調査官は「幼児教育と小学校教育の教育課程は構成原理や指導方法など多様な違いが存在する」と指摘している。
- 幼児教育と小学校教育の違いについて栽培を例に考えてみたい。例えば、私の知る小学校の多くでは、1年生の生活科でアサガオの栽培を行っている。その際プラスチック製の栽培用キットを購入し、みんなで一斉に種まき、水や

り、観察をする。一方、幼稚園では育てたいものを話し合ったり栽培する場所や方法を考えたりするのでアサガオを栽培するとは限らず、どこで育てるかも定まらない。牛乳パックに植える子もいれば地植えする子もいるかもしれない。極端な場合は何も栽培しないことになるかもしれないがそれもよしとしている。幼稚園と小学校では目的が異なるので取組方に違いがあるのは当たり前だが、何よりもきれいな花が咲いた状態を見せたときの方が保護者に喜んでもらえるため、うっかりすると目的だけを先取りして花を咲かせることに注力してしまうかもしれない。

- 令和5年2月の架け橋プログラム特別委員会では「幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有」が重要であるとして、幼児教育の特性に関する認識が十分に共有されていないことが円滑な接続を阻んでいると指摘している。つまり、幼児教育と小学校教育の連携において「幼児教育への理解が十分でないこと」を前提に施策を進めていただきたい。

(教育と保育の一体的な対応について)

- 「現状と課題」の中でこのことが一貫して述べられている。また主な取組には「認定こども園の設置促進」が掲げられている。これは「教育と保育の一体的な対応」を具現化するのにふさわしいのは認定こども園であると、県は考えているように受け取れるが、どうなのか。
- 残念ながら幼稚園、保育所、こども園の違いを明確に意識している方の割合は低いように思われる。一方、幼稚園の職員は、幼稚園は教育機関であって保育施設とは性格を異にするという考えがある。その中で「教育と保育の一体的な対応」とはどのようなものなのか。
- 県の考えが将来的には幼稚園の機能だけでは時代に対応しきれず、認定こども園を主体とすべきと考えているのであれば、それを明確に打ち出して、幼稚園や保育所に勤務している職員が安心してこれからの職務に当たれるように配慮する必要があるのではないか。資質向上の研修はそのような視点も含めて実施するべきではないかと考える。
- 「教育と保育の一体的な対応」は考えれば考えるほど難しい取組と思われる。幼稚園教諭、保育士、保育教諭と資格が多岐にわたるにもかかわらず、行うことは同じことを要求されているのが現実なのではないか。働き方改革との関連でも課題が残る取組となってしまう恐れがあることを懸念している。
- そのような中でも先生方は求められることに応えようと懸命に努力をしている。研修内容をより現状に踏まえたものに留意するなど、サポートしていただきたい。

【公益社団法人 全埼玉私立幼稚園連合会】

(人的環境、物的環境の充実について) ※施策2 1「私学教育の振興」にも掲載

- 信頼して子供を預けられるよう、幼稚園をはじめとする全ての幼児教育施設において、幼児教育に従事する人材の質の充実(人的環境の充実)や、幼児教育・保育の質の向上、安全・安心な教育環境の整備(物的環境の充実)を実現する必要がある。
- 幼稚園等に入園する前の保育支援事業の充実や、同時に幼稚園等から小学校への接続でも、両者が密に連携する必要性もある。  
(質の高い幼児教育環境の整備をするための財政支援について)
- 保育所やこども園との財政面の支援格差がないよう、国としての補助では不十分な面を精査し、埼玉の現場での生の意見を吸い上げ、県単独の補助事業として生かしてほしい。
- 教員不足が年々顕著であり、深刻な問題である。そのためには幼稚園等で働く全ての職員が、その職責に見合った処遇や充実した環境で子供に関われるよう処遇の改善のための財政支援を強く要望する。
- キャリアステージに合わせた研修体制の充実、保育者の業務負担の軽減など、総合的な人材確保・定着策の一層の財政支援を要望する。
- 個々の教員の負担を軽減するため、独自に多くの教員や補助教員を抱えてきた園も多い。質の高い教育・保育に取り組む園が、その体制を維持できるよう財政支援を要望する。
- 急激な物価高騰への対応も踏まえ、運営費の一層の支援を要望する。

## 目標Ⅱ 豊かな心の育成

### 施策6：豊かな心を育む教育の推進

【埼玉県文化財保護審議会】

(豊かな心の育成について) ※施策2 6「文化芸術活動の充実」にも掲載

- 現行の埼玉県教育振興基本計画では、豊かな心の育成が目標の一つに掲げられているが、大綱の総論部分に書かれてい

るように、文化財は豊かさの基盤であり、人々の心の拠り所である。そのようなことを踏まえ、文化財に関する理解を促し、興味関心を高めることは郷土の文化への理解や愛着を深め、豊かな心の育成に資するものだとして認識している。

## **施策7：いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実**

### **【埼玉県中学校長会】**

(教育のDX化について) ※再掲

- 教育のDX化については、今後も推進していく必要がある反面、学校現場では、ネットトラブルやネットいじめといったことを大変心配している。
- 教育DX化を進める一方で、情報リテラシー教育、言葉が適切ではないかもしれないが、これも不可欠になると思われる。
- コロナ禍の3年間で、不登校の子供たちが急増しており、学習保障という観点がかかなり重要になってきており、その点でも1人1台端末等を活用した学習保障を、今後も更に推進していただきたい。

### **【埼玉県高等学校長協会】**

(ネットトラブルの更なる防止対策の推進と関係機関・家庭との連携強化)

- ほとんどの生徒がスマートフォンを所持している状況のなか、誹謗中傷などのネットいじめ、振り込め詐欺や闇バイト等への勧誘や社会的迷惑行為・犯罪行為への加担など、SNSに起因するネットトラブルが増加し、社会問題にもなっている。このことから、ネットトラブル防止対策への一層の強化をお願いしたい。同時に生徒自身や保護者がネットの利便性とその怖さを正しく理解し、適正に利用することができるよう、関係機関との連携による啓発も必要である。また、円滑な人間関係の構築には、対面や対話を通じたコミュニケーションを図ることが重要であること、日頃の挨拶や相手の気持ちを考えた言葉遣いや行動を心掛けることの大切さなどについても言及していただきたい。

(生徒指導及び教育相談体制等の充実)

- 児童生徒のかけがえのない命を守るための自殺対策の徹底や推進、いじめ問題への対応や、不登校、中途退学の防止、教育相談体制の充実など、学校が抱える課題や問題は山積しており、複雑化・多様化する問題の対応に各学校は苦慮し

ている。次期計画においても、これら課題に対する対応は重要な柱であり、学校現場が円滑な対応を行えるよう、支援  
いただきたい。

#### 【埼玉県公認心理師協会】

(いじめについて)

- いじめ防止対策推進法が制定されて以降、いじめの定義が変更されたことにより、それまで以上にいじめの認知件数  
が増えている。それに伴って、いじめの重大事態の件数も増え、調査委員会や第三者委員会等が設置されることが増  
えている。特に第三者委員会の設置に際して、当協会にも委員推薦の依頼が市町村教育委員会等から相次ぎ、推薦者  
を探すのに苦労しているところである。また、委員を探すに当たって、市町村教育委員会も大変苦労していると聞い  
ている。これらの状況から、第三者委員会の設置に関するシステム化が急務だと考える。また、システム化に含まれ  
るが、委員等に支払う報酬やその他の費用に関して、予算の確保が必要である。特に、学校主体の調査委員会には予  
算がなく、委員になる方は無償で引き受けていると聞いている。第三者委員会を設置するケースのほとんどは、初期  
対応に問題があり、問題が大きくなってしまいうケースが多いと感じる。大変責任の重い役割で、また、内容も高度に  
なる場合が多いため、学校主体の調査委員会の段階から専門家が入ることで、より適切な対応が可能になるのではな  
いかと思われる。
- いじめを防ぐための心理教育について、現在弁護士が人権の視点から出前授業を行っているが、我々心理師も心理の  
視点から貢献できるのではないかと考える。

#### 【埼玉県PTA連合会】

(いじめについて)

- 平成25年度から、いじめ防止対策推進法が施行されて随分経つが、昔に比べて現在のいじめは表面化しにくいところ  
があり、どのように対応したらよいのか悩むところがある。そのような中で、学校、家庭、地域が連携をし、学校生活  
に不自由を感じる子供たちを支援していきたいと思う。
- ただ、表面化して仮に学校や家庭、地域でその対応をしたところで、その後が長引く傾向があると感じている。という  
のは、いじめであったり、喧嘩や揉め事に対して、子供同士では学校が介入して解決できるものでも、保護者の方が納

得できずにその後揉め続けていく傾向が多いように思われるからである。

- P T Aとして、日頃から保護者と学校との橋渡しをしながら、そういうことを解決していかなければいけないと考えているが、そこが課題であり、取り組んでいかなければいけないところである。

### **施策8：人権を尊重した教育の推進**

【埼玉高等学校教職員組合】

(人権・道徳教育の推進について)

- 地域の実態に即した人権・道徳教育の推進という点では、2022年7月の県議会で性差別・部落差別に関わる条例が制定されている。こうした条例についても、各学校に一層の啓発周知を図り、差別解消の取組を継続してほしい。

## **目標Ⅲ 健やかな体の育成**

### **施策9：健康の保持増進**

【埼玉県公認心理師協会】

(こころの健康について)

- いじめを防ぐための心理教育に関連して、こころの健康教育について、義務教育段階から、精神疾患やメンタルヘルスに関する教育を受けられるとよい。具体的には、スクールカウンセラーが養護教諭と協力して行うことで実現可能で、実際に、学校保健委員会等でそのような話をスクールカウンセラーが行う機会がある。また、さいたま市では市教委の事業として毎年「いのちの支え合いを学ぶ授業」を行い、スクールカウンセラーや中学校の相談員がチームティーチングの一人として授業に参加することがある。埼玉県内のどこの学校に通っていても、このような授業を受ける機会があるとよい。

## **施策10：体力の向上と学校体育活動の推進**

### **【埼玉県都市教育長協議会】**

(地域と連携した部活動の推進について) ※施策23「地域と連携・協働した教育の推進」にも掲載

- 地域と連携した部活動を推進するため、保護者負担の軽減（解消）を含めた支援の推進をお願いしたい。

### **【埼玉県町村教育長会】**

(部活動の地域連携について) ※施策23「地域と連携・協働した教育の推進」にも掲載

- これは、もともと教員の働き方改革といったところに課題の芽があると思われる。しかし、それは一方の面から見ると、地域の教育力の向上という、地域の人たちによって子供たちを様々な人材に育成していく、という価値があるだろうと考える。
- 地域移行というような表現もあるが、現在地域連携という言葉に変わってきている。この推進については、ぜひ次期計画にも位置付けて、教員の働き方改革、言ってみれば、学校教育というものの在り方の改善に資する施策を講じていただきたい。

### **【埼玉県高等学校長協会】**

(部活動の在り方の見直し) ※施策23「地域と連携・協働した教育の推進」にも掲載

- 部活動は、運動部・文化部とも、生徒の高校生活のみならず、その後の生涯にわたる生きがいや仲間づくりなどに資する重要な役割を果たしてきた。しかし、近年、教員の働き方改革が問題になる中、外部人材の導入や地域移行への対応、少子化により一校で維持できる部活動の種類が減少するなど、新たな課題も顕在化してきている。多様な課題を実態に応じて整理し、部活動の教育的効果を可能な限り維持しながら、解決の方向性を明確化し推進するよう検討願いたい。

### **【埼玉高等学校教職員組合】**

(体育・部活動について)

- 学校での体育授業は、小・中学校で当然のように男女共修が行われながら、高校では進んでいない。生涯スポーツの観

点からも、体育授業の「見直し」が必要であると考えます。

- 部活動が教員の多忙化の大きな原因となっており、働き方改革が進まない主要因となっている。その背景に部活動が学校の特色化や生徒募集と密接な関係があることも否定できないところだが、学校間競争の原因にもなっている。
- 県教育委員会もガイドラインに沿って部活動の時間を定めるなど指導を行っているが、社会体育への移行も含め生涯スポーツを楽しむ部活動へ舵を切っていただきたい。

#### 【公益財団法人 埼玉県スポーツ協会】

(運動部活動の地域移行について) ※施策23「地域と連携・協働した教育の推進」にも掲載

- 令和2年9月1日付け事務連絡「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で「運動部活動の地域移行」という国の方針が示されて以来、地域の受け皿や費用負担、大会参加、けがをした際の責任問題等、様々な課題が挙げられ議論となった。
- まずは公立中学校の休日の部活動を令和5年度からの3年間で地域移行をとという内容に対し、全国市長会からの緊急意見書やパブリックコメント等で全国一律の地域移行は困難という厳しい意見が寄せられた。
- 最終的には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」令和4年12月27日において、「学校部活動の地域移行」という文言が「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行」と修正された。
- また、「改革集中期間」として、3年間で地域移行をおおむね達成するという当初の計画を見直し、この期間を「改革推進期間」に改め、地域の実情に応じて可能なかぎり早期の実現を目指すとして、達成時期の目標も修正した。
- また、中央教育審議会の「次期教育基本計画について(答申)」令和5年3月8日においても、「運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実」の箇所で、「子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める」としている。
- 次期埼玉県教育振興基本計画においては、国の方針変更や公立中学校の設置者である市町村などの現状を把握していただき、内容を適切に整理し、県としての考え方を示していただくことを要望する。
- なお、下記に本会としての運動部活動改革に対する考え方を示すので参考にさせていただきたい。

### <運動部活動改革の推進と地域における子供のスポーツ環境の整備充実>

- ・ 運動部活動の意義や取り巻く現状を踏まえ、地域と連携した指導体制の構築や複数校による合同部活動の推進などにより、運動部活動改革を進め更なる活性化を図る。
  - ・ また、生徒が多様なスポーツを楽しむ機会を創出するため、地域の現状や競技の特性に応じた地域スポーツクラブ等の充実や整備に取り組む。
- 本件については、単に部活動の問題として捉えるのではなく、少子化による生徒数・教員数など学校規模縮小の問題、教員の働き方改革など学校教育全体に関わる問題として捉え、解決に向けた方策を検討していただきたい。
- また、学校という施設を地域の「学び」「スポーツ・文化芸術の振興」「子育て支援」「老人福祉」などの中核施設として活用する方法などについても検討する必要があると考える。

## 目標Ⅳ 自立する力の育成

### 施策 1 1 : キャリア教育・職業教育の推進

#### 【埼玉県中学校長会】

#### (自立する力の育成について)

- 第3期埼玉県教育振興基本計画の目標4の「自立する力の育成」が、自分で立つ「自立」というかたちで書かれている。今後ウェルビーイング、個別最適化、多様化等々について、環境整備の面で進めていくのであれば、自分を律していくという自律の部分も大事になってくる。
- 他からの干渉に、単に流されるのではなく、きちっと自分をコントロールしていく力を、子供たちには付けさせていく必要があると考える。

#### 【埼玉県高等学校長協会】

#### (魅力ある専門高校教育の創造)

- 今後、AIやDXの急速な発展・普及により、専門高校における教育や学びの在り方を抜本的に考え直す必要性が高ま

ることが予想される。教員の資質向上や施設設備の更新、新たな教育内容・方法の検討など、これからの時代の変化に対応できる専門教育の在り方について検討願いたい。

(中高連携による進路指導体制の充実について)

- 中学校卒業後の進路状況は、全日制高校進学者は、平成24(2012)年度は県公立高校進学64.8%、県内私立高校26.9%、県外国公私立高校8.0%であったが、令和3(2022)年度は県公立高校61.7%、県内私立高校29.3%、県外国公私立高校8.8%であった。
- また、広域通信制を含む通信制課程に進学する生徒の割合は、平成24(2012)年度は2.0%であったが、令和3(2022)年度は5.5%に増加するなど、中学生の進路の県公立高校離れと多様化が進んでいる。
- このことを踏まえ、中学校段階から高校段階への進路指導で一人一人に最適なマッチングを推進するために、公立高校の多様性を踏まえた中学校のより積極的な進路指導について言及願いたい。
- 公立高校の特色、中学校教員に専門高校出身者が少ないことを踏まえて専門高校への理解促進のために中学校と高校とで効率的に連携・協力を深める方策を検討願いたい。

(関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実) ※施策13「障害のある子供への支援・指導の充実」にも掲載

- 特別支援学校のセンター的機能の発揮による地域の特別支援教育の充実・理解啓発をより一層推進していただきたい。
- 個別の教育支援プランをより活用し、進路先の企業や福祉施設等との切れ目のない支援のための適切な引継ぎ等、連携の充実をはかっていただきたい。
- 学校教育段階から卒業後を見据え、生涯学習への意欲を高める指導や社会教育との連携を図った教育活動の推進をしていただきたい。

【一般社団法人 埼玉県専修学校各種学校協会】

(次期教育振興基本計画「目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成」に関連して)

- 「高等学校教育改革」では、「生徒の多様な学習ニーズへのきめ細かな対応の充実」に関し、学習指導要領によらず社会的・職業的自立に向けた実践的教育を行う高等専修学校を積極的に活用することが重要と考える。
- 「キャリア教育・職業教育の充実」については、職業実践専門課程に対する特別交付税による地方財政措置が講じられ

たことから、県と国が連携したより一層の助成の推進を図ることが重要と考える。

- 「学校段階間・学校と社会の接続の推進」に関しては、「高等学校と専門学校」及び「中学校と高等専修学校」との接続についても取組を推進することが重要と考える。

### **施策 1 2 : 主体的に社会の形成に参画する力の育成**

【埼玉県公立小学校校長会】

(学校におけるSDGsの推進について) ※再掲

- グローバル化が進む中、身近な問題から日本全体や地球規模での問題を捉え、それらを自らの課題として意識し、解決に向けて主体的に考え、他者と協働しながら取り組んでいく人材の育成が求められている。学校においては、教科等横断的にSDGsに係る教育を進めていけるよう、県が目指すところを具体的に示していただけるとありがたい。

## **目標 V 多様なニーズに対応した教育の推進**

### **施策 1 3 : 障害のある子供への支援・指導の充実**

【埼玉県都市教育長協議会】

(インクルーシブ教育システムの推進について)

- 人々の多様な在り方を認め合える社会(共生社会)の実現に向け、インクルーシブ教育システムの推進と多様性に対応した学校施設設備等、教育環境の整備の促進をしていただきたい。

【埼玉県国公立幼稚園・こども園長会】

(多様なニーズに対応した教育の推進について) ※施策 1 5 「一人一人の状況に応じた支援」にも掲載

- 目標 V 「多様なニーズに対応した教育の推進」の中でも幼児教育に対して配慮をいただいていることに感謝したい。近年、県内の国公立幼稚園から伝わってくるのは配慮を要する幼児への指導の難しさや外国籍幼児への支援の難しさである。配慮を要する幼児に対しては特別支援学校のコーディネーターによる巡回相談が行われていて大きな助

けになっている。是非継続・充実していただくとともに、専門的な知識を持った幼稚園教諭や保育士・保育教諭の養成計画を示していただけると、応じる教員が出てきてくれるのではないかと考える。また、関心の強い教員にとっても新しい目標が生まれるかもしれない。

- 外国籍幼児に対しては、多くの園で当初は戸惑うものの時間とともに日常生活の不自由度は減衰していくように思われる。むしろ、保護者への対応の方に困難を抱えることが多い。また、幼児期の言語環境がその後の発達にどのように影響が及ぶのか心配する先生方もいる。そのような心配をする先生方にとっては、幼児自身にどのような対応が望ましいのか、保護者との対応のための支援が明らかになると助かるのではないかと考える。

#### 【埼玉県公立小学校校長会】

(インクルーシブ教育の推進と充実について)

- 小・中学校において、障害のある児童生徒がそれぞれ状態やニーズに応じた支援を受けながら学ぶ環境を整えることが求められている。現状では、特別支援学級の担任の多くは、特別支援教育の免許を所有していなかったり、教員経験の浅い教員（臨時的任用職員を含む）であったりする場合もある。
- そこで、教員採用選考試験において、特別支援教育の枠組みを広げたり、特別支援教育の免許を取得できるような講習を拡充したりするなどして、専門性の高い教員が特別支援学級や通級指導教室の担当となれるような方策を検討してほしい。
- また、通常の学級に在籍して通級指導教室での指導が望まれる児童生徒が、在籍する学校で通級指導が受けられるように、通級指導担当の配置の工夫や拡充、通級指導担当の兼務等を推進してほしい。

#### 【埼玉県中学校校長会】

(特別支援教育に係る教員の専門性の向上について)

- 特別支援教育に係る教員の専門性の向上が急務である。

## 【埼玉県高等学校長協会】

### (共生社会の実現)

- 共生社会の実現を目指し、障害のある者とない者が共に学ぶ機会を大幅に拡充していくための仕組みを創設していただきたい。共に学ぶことで、相互理解が深まるとともに、障害のない子供たちにとっても、人を思いやる力や自信などが育成される。
- 共生社会の実現を目指し、地域という実社会の中で多様な人々と学ぶ協働活動を推進し、特別支援教育への理解啓発を図るとともに、子供たちの豊かな学びの充実・発展に向け、取組を推進していただきたい。
- 国で示されたインクルーシブな学校運営モデルの創設に取り組んでいただきたい。

### (障害のある子供の学びの場の整備・連携強化)

- 共生社会の実現に向けて、小・中学校と特別支援学校間で支援籍学習や交流及び共同学習の充実に積極的に取り組んでいただきたい。
- 特別支援学校の設置基準に基づく、教室不足の解消に向けた集中的な施設整備の取組を推進していただきたい。
- 全ての学校で医療的ケアが安全に実施できるための体制整備や看護師の配置の充実、医療的ケアに関する研修機会の充実に取り組んでいただきたい。あわせて、看護師の人材確保や養成の充実に図られたい。

### (特別支援教育を担う教員の専門性の向上)

- 教員の指導力向上のため、特別支援学校の全ての教員をはじめ、小・中学校の特別支援教育担当者についても特別支援学校教諭免許状の所有者となるよう、計画的な取得の促進と配置に取り組んでいただきたい。
- 準ずる教育課程を有する視覚障害・聴覚障害・病弱・肢体不自由特別支援学校については必要な教科の教員配置が確実にできるように、また知的障害特別支援学校においても現在の学習指導要領における教科指導の重点化を踏まえ、各教科の基礎免許を有する者の配置ができるように、計画的な採用及び配置に取り組んでいただきたい。
- 特別支援学校の専門性の向上を図るため言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、公認心理士、手話通訳士等の専門職を特別支援学校に配置し、積極的に活用を図られたい。
- 全ての教員に対し、特別支援教育の知見や経験を蓄積するため、小・中学校と特別支援学校間の人事交流や、小・中学校の通常の学級と特別支援学級・通級指導教室との人事交流など、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制を築いて

いただきたい。

○ 管理職について、その選考に当たって特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮することとし、特別支援教育の推進のためリーダーシップを発揮できる人材育成に取り組んでいただきたい。

○ 国の調査によれば、特別支援学校や小・中学校特別支援学級に配置されている教員の雇用形態について臨時的任用教諭の割合が大変高い。特に小・中学校では通常の学級の2倍以上という状況を踏まえ、専門的な指導のできる教員の確保ができるよう改善していただきたい。

(ICT利活用等による特別支援教育の質の向上) ※施策20「学習環境の整備・充実」にも掲載

○ 教科書デジタルデータの活用の促進やICT機器を活用した教育支援の充実をより一層図られたい。

○ 遠隔地や自宅等での学習充実に向けたICT機器等の活用を促進し、子供の学習を保障できるよう体制の充実を図られたい。

○ Society 5.0時代の到来における遠隔教育などの推進に向けたICTの環境整備や先端技術の効果的な活用による特別支援教育の充実を図られたい。

(関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実) ※再掲

○ 特別支援学校のセンター的機能の発揮による地域の特別支援教育の充実・理解啓発をより一層推進していただきたい。

○ 個別の教育支援プランをより活用し、進路先の企業や福祉施設等との切れ目のない支援のための適切な引継ぎ等、連携の充実を図っていただきたい。

○ 学校教育段階から卒業後を見据え、生涯学習への意欲を高める指導や社会教育との連携を図った教育活動を推進していただきたい。

(その他) ※施策16「教職員の資質・能力の向上」

○ 教員等の未配置、未補充の解決に向け、教員採用試験への受験者の掘り起こし、受験機会の複線化、早期化など具体策を掲げ、取組を推進していただきたい。

## 【埼玉県高等学校教職員組合】

(特別支援学校の「学校・教室不足」について)

- 特別支援教育体制がスタートした2007年の県立特別支援学校の児童生徒数は、和光南特別支援学校の243人が最高だったが、2022年度は250人超えの学校が13校、300人超えの学校が8校で、最高の上尾かしの木特別支援学校は418人である。
  - 2007年との比較では、全体で1.74倍、知的特別支援学校に限って言えば1.98倍と激増している。また、草加かがやき特別支援学校が開校した2013年度との比較では、知的特別支援学校の高等部が1.11倍なのに対し、小学部は1.82倍、中学部は1.37倍と、小・中学部の児童生徒数が激増している。
  - 小学部の増加が学校・教室不足の大きな要因であることは明らかである。2023年4月に、小・中・高等部設置校として10年ぶりに岩槻はるかぜ特別支援学校が開校したが、その後の具体化されている計画は、高校内分校の増設のみで、小・中学部に対する対策はない。
  - 特別支援学校の多くは、児童生徒が間仕切られ、音も筒抜けの狭い教室に押し込められたり、特別教室も普通教室に転用されたりして、廊下で音楽や体育などの授業をせざるを得ない状況である。
  - 学校の大規模化は教職員の不足にも直結し、加えて年度当初からの未配置・未補充が常態化している。
  - さらに、子供が増えているのに学校予算は削られ続け、光熱水費の高騰も相まってプール指導や学校行事の中止・縮小を余儀なくされている。
  - 「一人一人のニーズに応じた教育」を進めるとした特別支援教育の理念とは程遠い現状である。
  - 学校・教室不足、教職員の不足、学校予算の不足…3つの不足の解消には、学校が適正規模化されることが何より必要である。新たな学校建設を中心とした特別支援教育を充実させるための計画を早急に策定することを求めたい。
- (インクルーシブ教育の推進について)
- 国連から日本の特別支援教育は分離教育であるとして、普通学校での障害者受入れを勧告されている。特に埼玉は他の都道府県と比べて、その点が非常に遅れている。
  - 神奈川では、2017年度から普通高校3校をパイロット校として、知的障害の生徒を1校当たり21人まで受け入れており、2022年度にはこれが14校まで広がっている。

- 埼玉でも「分け隔てられることなく共に学ぶ」という正しい意味での「インクルーシブ教育」を目指して、普通高校での障害者受け入れを早急に始めていただきたい。

【埼玉県公認心理師協会】

(特別支援教育について)

- 幼保・小・中・高・大、更には就労まで継続的に支援が受けられる体制づくりが重要だと考えている。埼玉県ではサポート手帳があるが、現在ではあれば ICT を利用したシステムやマイナンバーカードなどを利用したシステムも可能であろう。
- 継続的な支援の取組の一例として、行田市では早期療育事業の充実として、教育支援センターが主体となり、学齢前の幼児及び小学校 1 年生を対象に早期療育（ステップ教室）を開設している。幼児・児童の支援を行うとともに、保護者への気付きを促す活動を行っており、子供の良い変化とともに、保護者にとっても子供の特性にあった就学先を検討する機会になっている。
- このように早期から支援を始めることで、不登校を始めとした二次障害を防ぐことができると考えられる。具体的には、早期に児童精神科医が関わること、必要に応じて良質な療育が受けられること、保護者に対する心理教育やペアレントトレーニングなどのサービスが受けられることなどがより充実するとよい。
- 児童精神科医について触れたが、現在特別な支援を必要としている子供たちが医療機関につながる事が難しい状況にある。専門的な支援ができる医療機関に対して、はるかに上回るニーズがあるためで、初診の予約をするまでに数か月、予約をしても初診まで更に数か月と言う状態が続いている。また、WISC等の検査に関しても同様に、医療機関を含め、検査を受けられる機関では検査待ちが数か月であったり、検査の受付を取りやめている機関もある。専門的な医療機関や相談機関が増え、必要な時に検査が受けられる体制が必要である。
- 一方で、医療機関や相談機関、WISC等の検査に対する過剰な期待があるように思われる。とにかく受診や相談につなげなくては、検査を受けさせなければという考え方が強いが、子供の様子は日常生活の中でも観察可能なことが多く、WISC等の検査を用いなくてもある程度アセスメントができ、支援の方向性を検討することはできる。むしろ、学校現場にいると診断や検査等の結果が有効に活かされているのか疑問に思うことが多い。

- 日常生活の様子からアセスメントできるツールとして、平成17年に改訂された「ほんとうのわたしを見つけて」があるが、このようなツールがより改良され、学校現場で活用しやすい形になるとよい。

#### 【埼玉県特別支援学校PTA連合会】

(教室不足の解消について)

- 県東部、南部、西部を中心に特別支援学校で学ぶ児童生徒数の増加が続いている。教室不足は現在常態化しており、特別教室、図書室などを普通教室に転用する対応にも限界を感じている。また、過密地域の特別支援学校分校などの新設が続いているが、なかなか教室不足の解消にはつながっていない。財政等の面で厳しい意見もあるのは承知しているが、特別支援学校の増設についてもより一層の対策をお願いしたい。

(教員の資質向上について)

- 幼児児童生徒の障害の多様化に十分対応できる学校づくりのために、専門性を持った教職員の人材育成は必須である。多様な障害特性と教育的ニーズに対応できる教員の育成のために、更に子供たちへの支援等の一層の向上のためにも、実態に応じた専門家を招く研修会を開催するなど、教員が学べる環境整備を進めてほしい。

(特別支援教育の視点の必要性について)

- 教育の原点となるようなものが特別支援学校の視点と考える。
- 地域の小・中学校で必要な教育を受けられなかったという声を聞いたことがある。障害特性や障害者に対する理解が不十分なことが原因ではないか。
- 全ての児童生徒がただ同じ教室にいるだけということがないように、全ての学校で特別支援教育というものを理解し、考慮していただきたい。

#### **施策14：不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援**

##### 【埼玉県公立小学校校長会】

(不登校対策について)

- 「誰一人取り残さない教育」を推進していくためには、子供たちの現状に応じた多様な学びが提供できるように工夫をしていく必要がある。しかし、学校の現状から、きめ細かな対応をするための人材が不足していることも否めな

い。

- そこで、専門的な知見と経験を持つ、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー等の人的配置の充実をお願いしたい。特に小学校では、配置される日数にかなりの間隔があることからタイムリーにケース相談等を実施できない状況がある。配置の更なる充実をお願いしたい。
- また、多様な不登校児童生徒の支援の在り方について、県の目指すスタンスを示してほしい。

#### 【埼玉県高等学校長協会】

(定時制・通信制教育の質の確保・向上)

- 夜間定時制については、少子化に加え、働きながら学ぶ勤労学生が減少する傾向にある。今後は、定時制としての適正な定員数を十分踏まえた上で、昼間部定時制の独立校へ移行していくことを検討願いたい。
- 通信制高校への志願者数が増えており、今後もその需要は増加傾向が予想される。今後、大宮中央高校通信制に加え、各地区の昼間部定時制に通信制を併設するなど、分散化させていくことを検討願いたい。

#### 【埼玉県公認心理師協会】

(不登校について)

- 全国的に不登校の児童生徒が急増しているが、令和3年度の文部科学省の調査によると、埼玉県は47都道府県の中で1000人当たりが5番目に少ない県となっている。その要因を調査・研究することで、不登校の増加をより一層抑えることができると考える。なお、他の都道府県で取り組まれていない事業で、埼玉県独自の事業であるさわやか相談員等の中学校配置が可能性の1つにあるかもしれない。
- 不登校になってしまった児童生徒の対応について、現在不登校支援の第一の目標は社会的自立とされている。しかし、本計画では社会的自立に向けた具体的な手立てが示されていないように思われる。それには、そもそも社会的自立の定義が曖昧であること、その結果、社会的自立の構成要素が定まらず、その先の具体的な支援や社会的自立の度合いが分かる指標を作ることができないといった状況が関係していると考えられる。したがって、まずは、社会的自立をしっかりと定義し、その構成要素を特定していくことが急務である。

- 不登校支援の指標として、支援率を目安にする方法がある。令和3年度の文部科学省の調査では、小・中学生の不登校児童生徒の36.3%が支援を受けていないという発表があった。支援を受けていない児童生徒をゼロにする、つまり、支援率100%を目指すという指標が考えられる。実際に私が関わっている川口市では、井上教育長のもと、今年度から支援率100%を目指している。
- 教育支援センター（適応指導教室）の充実について、今後センター的機能など、これまで以上に重要性が増す機関かと思われるが、こちらでも社会的自立に向けた支援が十分とは言えないと感じている。教育支援センターで必要とされる支援として、小・中学校等でも行われている職場見学や職業体験の機会を設けたり、人の役に立つ活動や感謝される活動として奉仕活動を取り入れるのも1つの方法である。
- 不登校児童生徒の担任のスキルアップの機会として、教育支援センターを利用している児童生徒の担任が学期に1回程度教育支援センターに集まる機会を設け、教育支援センターの担当者も交えて情報交換ができる連絡会を開催するのもよい。
- 不登校支援に関して、学校関係者のみで対応していることが多いように思われる。いじめ問題対策協議会のように、各自治体で不登校支援協議会を立ち上げ、学校関係者に加え、学識経験者や医療関係者、福祉関係者、フリースクール等の関係者、親の会のメンバーなどを集め、不登校支援を検討する場が必要である。
- フリースクールを利用している家庭への経済的支援について、平成28年に教育機会確保法が公布され、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援が求められている。フリースクールもその1つになると考えられるが、フリースクールを利用するためには多額の費用が必要になり、家庭の経済状況等によっては利用したくてもできない家庭もあり、そのような家庭への経済的支援が必要である。実際に、東京都では条件付きでフリースクール等を利用している家庭への経済的支援を行っている。

【公益社団法人 埼玉県社会福祉士会】

（スクール・ソーシャルワーカーの配置について） ※施策15「一人一人の状況に応じた支援」にも掲載

- 子供の困難の発見や解決に向けて、スクール・ソーシャルワーカーを全ての学校に配置し、活用していただきたい。
- スクール・ソーシャルワーカーは、不登校やいじめなどに取り組むとともに、背景にある貧困やケア問題など家庭で抱

える困難な問題の解決に取り組んでいる。

- 多忙な先生方を支援することも重要な役割の一つである。福祉の専門的知識とソーシャルワーク技術を駆使して進めるスクール・ソーシャルワーカーには、社会福祉士、精神保健福祉士という専門家をぜひ配置していただきたい。
- スクール・ソーシャルワーカーは、現状では非常に厳しい雇用条件、あるいは採用条件の中にいる。これではやはり本来発揮すべき役割が果たせない。ぜひ待遇改善、とりわけ常勤化の取組を進めていただきたい。
- 急速に変化する子供を取り巻く社会を的確に捉え、根気よく子供と関わるため、知識と技術を向上させつつ、長く働き続けることができるようお願いしたい。
- また、研修制度の開発や充実も極めて重要である。ソーシャルワーク専門職としての成長を促進させるためにも、スーパーバイザーの配置の充実も更に進めていただきたい。

### **施策15：一人一人の状況に応じた支援**

【埼玉県国公立幼稚園・こども園長会】

(多様なニーズに対応した教育の推進について) ※再掲

- 目標V「多様なニーズに対応した教育の推進」の中でも幼児教育に対して配慮をいただいていることに感謝したい。近年、県内の国公立幼稚園から伝わってくるのは配慮を要する幼児への指導の難しさや外国籍幼児への支援の難しさである。配慮を要する幼児に対しては特別支援学校のコーディネーターによる巡回相談が行われていて大きな助けになっている。是非継続・充実していただくとともに、専門的な知識を持った幼稚園教諭や保育士・保育教諭の養成計画を示していただけると、応じる教員が出てきてくれるのではないかと考える。また、関心の強い教員にとっても新しい目標が生まれるかもしれない。
- 外国籍幼児に対しては、多くの園で当初は戸惑うものの時間とともに日常生活の不自由度は減衰していくように思われる。むしろ、保護者への対応の方に困難を抱えることが多い。また、幼児期の言語環境がその後の発達にどのように影響が及ぶのか心配する先生方もいる。そのような心配をする先生方にとっては、幼児自身にどのような対応が望ましいのか、保護者との対応のための支援が明らかになると助かるのではないかと考える。

### 【埼玉県高等学校長協会】

(生徒指導及び教育相談体制等の充実)

- 心に悩みや不安を抱える生徒や特別支援教育の視点からの支援を必要とする生徒も年々増加する傾向にある。生徒の心理的不安の原因は学校生活だけではなく、生徒の置かれた家庭環境などにも起因するケースも多い。教職員が生徒の心の変化に気づき、迅速に適切な支援を行うことは、生徒自身を守ることにもつながる。心身ともに健康な生徒を育成し、安心して学校生活に臨ませるためには、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーや生徒の支えとなる教育相談員の支援は必要不可欠であり、その増員についても検討いただきたい。また、特別支援的なアプローチの必要性を鑑み、引き続き特別支援コーディネーターの更なる育成をお願いしたい。

### 【埼玉県教職員組合】

(学校給食無償化の推進について)

- 埼玉県として、給食の無償化を進めるべきと考える。
- 毎日朝食を食べている児童生徒の割合が、策定時を下回っている。小・中学校共に低下しているのは、コロナ禍で起床時間が不規則になり、それが朝食をとる習慣に影響しているようである。
- 児童生徒の食意識向上に効果的な取組が喫緊の課題である。
- 学校では、家庭科や保健体育などの教科や給食の時間を通して、食育を大切にしているが、一方で、生活保護世帯に属する子供の高等学校進学率が策定時を下回っていることから、貧困家庭への支援が必要である。
- そんな中、給食費未納の問題は多くの学校に関わる大きな問題となっている。学校によっては、給食費未納の際、弁当を持参させることを保護者に強いる文書が出されているところもある。教育の場で、このようなことが起こっていることは大問題である。
- 現在、県内では小鹿野町、神川町、滑川町、東秩父村、美里町、皆野町、横瀬町、長瀬町、坂戸市、蕨市、北本市で学校給食の完全無償化が行われており、他の多くの自治体でも、限定的ではあるが実施している。
- 東京都でも23区の内7区で実施、千葉県では第3子は無償とするなど、給食の無償化は世の中の大きな流れであり、埼玉県としても給食の無償化を進めるべきである。

【埼玉高等学校教職員組合】

(多様なニーズに対応した教育の推進について)

- 夜間定時制については、より支援を必要とする生徒が通っている。既に教員配置については、配慮がなされているところだが、今後とも継続して一層の配慮をお願いしたい。
- また、普通高校の全日制でも様々な困難を抱える児童生徒が増加している。学習障害、適応障害を抱えた、支援が必要な児童生徒が増加していることを受けて、小・中学校でのより一層の支援体制の拡充と、高校での支援の充実、小・中・高を通じての連携について、より一層の支援の充実をお願いしたい。

(外国籍の子供たちへの支援について)

- 公立学校に通う外国籍の子供たちが増加している中で、その支援を継続して強化していただきたい。
- ヘイトスピーチなどの差別が起こらないためにも、差別解消の意識啓発の取組もお願いしたい。

【埼玉県公認心理師協会】

(保護者支援について)

- 親の学習について、本計画の家庭教育支援体制の充実のところに「親の学習」に関する講座を実施しているとあるが、一般的な「親の学習」に加え、不登校の子供を持つ保護者や発達障害のある子供を持つ保護者をサポートする場が必要だと感じる。不登校の子供を持つ保護者や発達障害のある子供を持つ保護者は他の保護者と悩みの質が違い、身近に同じような境遇の保護者と知り合える機会も少なく、孤立しがちのため、より手厚いサポートが必要である。行政だけで難しければ、民間が行っている活動に補助金を出すなどの方法もある。
- 保護者が身体疾患や精神疾患を抱えていたり、DVや貧困の問題などを抱えていたりする場合、子供がその保護者や家庭を支える役割を担うことがあり、いわゆるヤングケアラーの問題につながることもある。このような状況を防ぐためにも、保護者支援をより一層充実していけるとよい。

【公益社団法人 埼玉県社会福祉士会】

(子供の困難の発見について)

- コロナ禍を経て、子供の成長や生活の困難が増大していると言われている。児童生徒の自殺数の増加や、家庭の困窮の

広がり、更にはオンライン授業を経て、デジタル依存や認知のゆがみなども見られ、成長発達の専門家からの指摘も少なくない。

- この情勢には根気強く、子供との丁寧な関係性を構築することが課題解決の第一歩となり、時間をかけた働き掛けが重要と言われている。
- また、近年、実態把握が進んでいる、ヤングケアラーへの支援も放置できない。多くの子供たちは毎日学校に通っており、本人や保護者からの相談やいつもと違う様子をキャッチできる。学校でこそ、こうした子供の困難を発見していただきたい。

(スクール・ソーシャルワーカーの配置について) ※再掲

- 子供の困難の発見や解決に向けて、スクール・ソーシャルワーカーを全ての学校に配置し、活用していただきたい。
- スクール・ソーシャルワーカーは、不登校やいじめなどに取り組むとともに、背景にある貧困やケア問題など家庭で抱える困難な問題の解決に取り組んでいる。
- 多忙な先生方を支援することも重要な役割の一つである。福祉の専門的知識とソーシャルワーク技術を駆使して進めるスクール・ソーシャルワーカーには、社会福祉士、精神保健福祉士という専門家をぜひ配置していただきたい。
- スクール・ソーシャルワーカーは、現状では非常に厳しい雇用条件、あるいは採用条件の中にいる。これでは本来発揮すべき役割が果たせない。ぜひ待遇改善、とりわけ常勤化の取組を進めていただきたい。
- 急速に変化する子供を取り巻く社会を的確に捉え、根気よく子供と関わるため、知識と技術を向上させつつ、長く働き続けることができるようお願いしたい。
- また、研修制度の開発や充実も極めて重要である。ソーシャルワーク専門職としての成長を促進させるためにも、スーパーバイザーの配置の充実も更に進めていただきたい。

(学校で取り組むべき社会保障の授業について)

- 2015年から始まった生活困窮者自立支援法だが、全福祉事務所に設置されている家計改善支援事業に関わる中で、実際に気付いたことをレビューしたい。
- 一つ目は、進学資金のためにアルバイト始めた高校生 A さんについて。進学資金を貯めるために関わったところ、時給800円のバイトを探してきた。当時最低賃金は871円だったために、最低賃金以下だと伝えても、なかなか理解

できなかった。一緒に市県民税の申告や国民健康保険などの手続を支援していく中で、社会保障が自分のこととして捉えられるようになり、現在の最低賃金は987円だとか、進学してから就業規則を調べたなどと言うようになった。

- 二つ目は、夫婦で年金未申請の方について。80代の自営業の御夫婦だったが、年金がもらえないので生活が苦しいと相談に来た。念のためにと一緒に年金の加入歴を調べると、若い時に働いていた会社で夫婦共に加入していたことが判明し、遡及分も含めて年金が入ってきた。遡及は5年しか遡れないため、もっと早くに気付いていればと思わされた。
- 三つ目は、勧められるままにリボルビング払いを始めたBさんについて。商品を勧められて、「今現金がない」と伝えると、お金が無くても買えるいい方法があると言われ、安易にリボ払いをしてしまい、いつまで経っても負債が減らないと相談にきた。
- 四つ目は、税の滞納で家賃収入を差し押さえられたCさんについて。固定資産税を払わずに過ごしてしまい、差し押さえられると言われて、慌てて相談に来所した。一緒に市の納税課に相談に行ったところ、時既に遅しで競売に掛けられていた。もっと早ければ、納税課に分納の相談もできたのにと悔やまれるケースだった。
- このように社会福祉士は、根拠に至るにはどんな原因があるのかということ、生活全般を見て、原因を探っていく課題解決に取り組んでいる。
- その中で、情報の貧困に気付かされた。制度やサービスをうまく活用できていない、自分のこととして捉えられずにキャッチしていない、学校で制度を教えてもらっているはずなのに活用できていないという状況である。
- また現在は、働き方も変化し、非正規雇用などが当たり前となっており、今までのように企業が生活保障をするという時代ではなくなっている。
- そのため、これから社会へ出る高校生を対象に、社会に出て最低限必要なことを分かりやすく載せた「大人になる君たちへ」という冊子を作成した。
- 項目としては、家計管理の仕方、仕事の探し方、働く上で大事なこと、給料表の見方、社会保険、キャッシュレスでの買い物、18歳からの契約の話、一人暮らしになったらどれくらいどんなことにお金が掛かるのか、進学するにはどれだけお金が必要でどんな給付が受けられるか、そして税金についての相談窓口を載せている。
- 今後、学校には「社会保障が権利であって、そのためには義務を伴う」ということを自分のこととして捉えられるような授業をしていただきたい。

- 例えば社会人から学ぶ出前講座、ロールプレイ、小学生向けの楽しく学べる〇〇ごっこ、社会人になった先輩を呼んで失敗を含めた体験談を聞くなどである。
- また、困っている時に、インターネットにすぐに頼るのではなく、学校にいるスクール・ソーシャルワーカーや市役所の生活困窮者の窓口相談をするというような、身近な信頼できる大人に相談するということを教えていただきたい。まだ全市ではないが、生活困窮者の窓口には社会福祉の専門職である社会福祉士が相談に乗っている。

#### 【埼玉県高等学校PTA連合会】

(多様な困難を抱える生徒について)

- 多様な困難を抱える生徒が大変増えている。コロナやウクライナの影響、物価高による家計の困窮の影響などがあるかもしれないが、様々なことで高校生は悩みを抱えている。
- そのような生徒たちは、校長が個別に判断し、卒業認定することはできるが、卒業後の進路保障まで考えると、なかなか難しい。オンライン授業で対応していても、成績履修や特別な配慮ということで認めても、一般入試、推薦入試等々に耐える卒業後の保障につながりにくい。
- オンライン授業を出席扱いにしないということではなく、多様な授業改善ということも含めて施策を検討し、卒業後の生徒保護者の安心、進路保障につなげていただきたい。

## 目標VI 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

### 施策16：教職員の資質・能力の向上

【埼玉県町村教育長会】

(多様な人材の確保について) ※施策17「学校の組織運営の改善」にも掲載

- 定年制の延長によって様々な教職員の採用の在り方、職の在り方が生まれてくる。そのため、定年制の延長によってどのように円滑に人を採用し、人を充てていくかといったことが重要な課題になり、また必要になってくる。
- 例えば多様な人材という中では、現在、校長・教頭に次ぐ職として、主幹教諭の配置もあるが、指導教諭をどうするか、

配置をいただく市町村にとっても大事な職になってくるので、そういったものの適正な人材の発掘、配置といったことが必要な施策であろう。

#### 【埼玉県公立小学校校長会】

(教員としての資質向上について)

- 令和3年に中央教育審議会で行きまとめられた「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの実現に向けて（審議まとめ）」において、「主体的な教師の学び」「個別最適な教師の学び」「協働的な教師の学び」といった「新たな教師の学びの姿」が示された。
- このような中、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律により、任命権者である教育委員会による教職員の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言の仕組みである「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」が令和5年4月1日から施行されることになった。
- 埼玉県においては、「校長及び教員としての資質向上に関する指標」が改訂され、学校においては、研修履歴を基に、教職員自身が目的意識を持って自主的に研修に取り組むように、管理職が対話に基づく受講奨励を行うこととなった。
- そこで、教職員が、研修で資質・能力を深めていきたい教科や分野について研修の機会を得られるように、総合教育センター等における研修の場の充実をお願いしたい。

(優れた教職員の確保について)

- 近年の教員採用選考試験の倍率の低下や未配置・未補充問題など、教職員を希望する人が減少しており、配置されるべき人が配置されない状況等が教職員への負担の増加を招き、子供たちへの指導の充実にも影響を及ぼしかねない状況である。
- 教職員を確保するためには、学校における働き方改革、教職の魅力向上、計画的な教員採用の促進などの取組を総合的に進めて行く必要がある。
- 校種を超えて埼玉県の教員の魅力発信をより具体的に進めていくことや、採用選考試験の更なる工夫・改善を図りながら、計画的な教員の採用を実施していただきたい。

#### 【埼玉県中学校長会】

(教育職員免許法の改正に係る対話に基づく受講奨励について)

- 教育職員免許法が改正されて、対話に基づく受講奨励という形になったが、学校間の差又は管理職によつての差が、大きくなるのではないかと懸念している。

#### 【埼玉県高等学校長協会】

(優秀な人材の確保)

- 優秀な人材の確保のためには、教員志願者数の確保が急務である。教師の多忙感ばかりが強調されているが、教師の仕事の価値ややりがいを積極的に発信する必要があると考える。

(教員研修の高度化)

- 社会の急激な変化と科学技術の急速な進展の中、生涯を通じて学び続けることは現代人にとって不可欠となった。とりわけ教職に携わる者にとって、研修は教職の魅力向上及び教師のウェルビーイング向上に不可欠であり、不易と流行に留意しつつ、研修の在り方を常に見直していくことが重要である。全てのステークホルダーが、研修成果が職務行動や指導に表れていると感得できるよう、研修内容とOJT等の研修方法を検討願いたい。

(その他) ※再掲

- 教員等の未配置、未補充の解決に向け、教員採用試験への受験者の掘り起こし、受験機会の複線化、早期化など具体策を掲げ、取組を推進していただきたい。

### **施策17：学校の組織運営の改善**

#### 【埼玉県都市教育長協議会】

(教員及び学校スタッフの充実について)

- 中学校の35人学級の早期実現等、少人数教育の一層の推進をお願いしたい。
- 小学校での教科担任制を実施するための専科教員の拡充や非常勤講師の配置を拡大いただきたい。
- スクール・ソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤー等学校を支える教員以外の専門職の配置を拡充いただきたい。

- 教員の業務の円滑な実施に必要とする教員業務支援員の配置を拡充いただきたい。  
(学校運営について) ※施策23「地域と連携・協働した教育の推進」にも掲載
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進をお願いしたい。

#### 【埼玉県町村教育長会】

(多様な人材の確保について) ※再掲

- 定年制の延長によって様々な教職員の採用の在り方、職の在り方が生まれてくる。そのため、定年制の延長によってどのように円滑に人を採用し、人を充てていくかといったことが重要な課題になり、また必要になってくる。
- 例えば多様な人材という中では、現在、校長・教頭に次ぐ職として、主幹教諭の配置もあるが、指導教諭をどうするか、配置をいただく市町村にとっても大事な職になってくるので、そういったものの適正な人材の発掘、配置といったことが必要な施策であろう。

(質の高い教師の確保ための環境整備について)

- 全国の町村教育長会の事務局から、「中央教育審議会の令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」ということで情報提供があった。
- 平たく言えば、質の高い教師の確保ための環境整備といった面かと思われるが、具体的な検討事項として挙げられていたのが「更なる学校における働き方改革の在り方」「教師の処遇改善の在り方」「学校の指導運営体制の充実の在り方」の3点であった。これは、次期埼玉県教育振興基本計画においても、重要な側面であろうと考える。
- 部活動の地域連携や、指導教諭等の採用配置といったものにもつながっていることだと捉えている。

#### 【埼玉県公立小学校校長会】

(学校における働き方改革の推進について)

- 埼玉県教育委員会が「学校における働き方改革基本方針」を令和元年に策定してから5年。時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内を目標に、各学校において働き方改革に取り組んできた。目標達成とまではいかないが、時間外在校等時間 月45時間超の教職員数は確実に減少してきている。更に目標に近づける、目標を達成するために、計画的に取り組んでいただきたいこととして以下をお願いしたい。

- 小学校教員の持ち時間数を削減するために教科担任制等の推進と加配の配置をお願いしたい。また、小学校教員の持ち時間数の目指す（適切な）時数を示していただけると、各学校において年度当初に工夫等して、それに近づけ、働き方改革に資することができる。
- 教員の業務改善や負担軽減のために配置されている教員業務支援員の更なる配置拡充（全校配置）をお願いしたい。（社会に開かれた学校づくりの推進について）
- 第3期教育振興基本計画において、コミュニティ・スクールの設置の推進とその充実が主な取組として掲げられ、市町村や学校における設置は進んでいる。
- 学校運営協議会と地域学校協働本部が連携を図り、地域総がかりで児童生徒の学びや育ちを支えていくために、その具体的な姿等を示していただけると、市町村や学校での取組が充実していくのではないかと考える。
- 地域学校協働活動本部と学校運営協議会がコミュニティ・スクールの両輪として、学校、学校応援団、自治会、地域の方々と協力し、「社会に開かれた学校」の実現に向けて取り組んでいきたい。
- 多くの学校では、学校運営協議会と地域学校協働活動本部あるいは学校応援団はあるが、連携しての協働にまで至っていない状況もある。地域学校協働本部等の活動について、目指す姿を示し、社会教育の視点からも進めていただきたい。

#### 【埼玉県高等学校長協会】

（管理職候補者の確保・育成）

- 校長の推薦で、例えば、学校経営の柱となる学年主任を「主任教諭」に、教科指導に優れた教諭を「指導教諭」に発令し、その中から、主幹教諭、管理職を志す人材を育成する新たな職階制・ステップアップ制度の導入について検討願いたい。
- 教育職と行政職の交流、いわゆる、教育委員会事務局と学校との人事交流を増やすなど、異なる視点で学校教育について学べる制度の導入について検討願いたい。
- 魅力ある高校づくりを一層推進するためにも、学校のリーダーとなる管理職候補者の研修を一層充実させていく必要がある。

(働き方改革における条件整備の拡充)

- 教員の時間外勤務は、一定程度改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多い。県として更なる業務の適正化・精選や教職員定数の改善・支援スタッフの配置等に向けても条件整備の拡充を願いたい。

【埼玉県教職員組合】

(教職員を増やすことによる少人数学級の推進について)

- 埼玉県の少人数学級の実施は、中学校 1 年生で 3 8 人学級と一部に国を上まわる実施はあるが、基本的に国準拠又は小学校で加配定数を活用しての 1 学年上級学年の実施としているのみで、原則的には少人数指導で対応している。
- しかし、それでは不十分だと考える。子供の成長は全面的であり、「学力」「体力」「豊かな心」「自立する力」などと分類して成長を促すことができるものではなく、相互に関連しながら成長していくためである。
- 特に義務教育年齢の発達段階では、乗り越えさせなくてはならない「発達の壁」があり、それを乗り越えられるように、見つめる大人の手厚い体制が必要である。
- そこで、教職員を増やして 3 5 人学級を、埼玉県の全ての地域で即時に行うことを求めたい。
- さらに、3 0 人学級移行への年次計画を立てることも埼玉の教育の将来を表現でき、学校と教職員に対して説得力を持つものである。
- 少人数学級は教職員を増やすことを伴うため、県は国に定数改善を求め続けると同時に、国法ができるまでの間は県単独で教職員を増やして少人数学級に踏み切ることを求めたい。それは諸問題を解決方向に向かわせ、教員の働き方改革の有効策に必ずなるものである。
- 「質の高い学校教育」「学習環境の整備充実」「働き方改革の推進」「多様なニーズ」という相互に関係する施策として、「教職員を増やして少人数学級の推進」を埼玉の教育の目玉として盛り込むことを要望する。

## 【埼玉県高等学校教職員組合】

(教職員の「多忙化」解消・負担軽減について)

### <教育の本質から>

- 「どんな先生がいいですか？」の問いに、ある保護者から、一つ目は「いい授業をする先生」、二つ目は、「子供の話を親身に聞いてくれる先生」との答えがあったとのこと。
- この答えは、教育の本質を言い表したものだと思われるが、果たして今、学校の教員はこれに応えられるような状態にあるだろうか。
- 今、学校現場は異常な長時間過密労働で、いい授業をするための教材研究を行う空き時間がない。また、子供の話を聞くための物理的・精神的な余裕がない状態である。
- 教職員の労働条件整備は、子供たちの教育条件整備につながるものである。こうした視点で考えたとき、いま、学校教育に最も必要なことは、教育にゆとりを持たせること、教育の特性を踏まえた教職員の自主性・主体性・創造性が発揮できる条件整備ではないだろうか。

### <時間外勤務の平均は「過労死ライン」を超えている（全教「勤務実態調査」より）>

- 全教（全日本教職員組合）が2022年に行った「教職員勤務実態調査」では、校内での時間外勤務と「持ち帰り」を含めた時間外勤務の合計は、全職種の平均で月86時間24分と、厚生労働省の「過労死ライン」を超えている。学校に、夜の9時10時まで残り、土・日曜も、部活動指導などで出勤し、まさに休み無く仕事をしている状況である。日々、忙しそうにしている先生に、生徒たちが声を掛けづらい状態になっている。

### <精神疾患による休職者は過去最高>

- 文科省の発表によると、2021年度の教育職員の病気休職者のうち精神疾患による休職者は5,897人で過去最高。埼玉では2021年度の疾病等による長期休暇者(引き続き1か月以上の休暇者)は、県立高校(県立伊奈学園中学を含む)で123人、県立特別支援学校で125人。そのうち精神疾患による休暇者は、県立高校で59人、県立特別支援学校で69人。あわせて病気休暇者248人のうち精神疾患による休暇者が128人となり、精神疾患については高校・特別支援学校を合わせた全体で50%以上の高い水準である。

＜「未配置・未補充」の根本的解決のため、定数内臨任を減らし正式採用化を＞

- “先生がない”、いわゆる「未配置・未補充」がたいへん深刻である。産・育休代替は、本来なら常勤が就くはずだが、高校では代替者が見つからず、仕方なく非常勤講師を配置して授業だけは穴の空くことなく対処している学校もある。
- 特別支援学校では1校で8人も未配置の状況が続き、周りの先生が倒れていくような状態である。この深刻な事態に2022年度の県人事委員会報告の中でも、「あってはならないこと」だと指摘されている。
- この「未配置・未補充」問題に対し、昨年2月県議会で高校と特別支援学校高等部におけるいわゆる「先読み加配」を含めた予算案が可決され、予算措置されることとなった。これにより、4月から7月までの間で、産・育休を取得する教員がいる職場には、本務者が産・育休に入るまでの間、その代替者を予め加配措置されることとなった。今回の高校及び特別支援学校高等部を含めた「先読み加配」の実現は、大変大きな前進で、高く評価している。
- しかし、制度的には一定の前進ではあるが、肝心の代替者が見つからない状況が現在も続いており、まさに“絵に描いた餅”状態である。
- また、「未配置・未補充」の根本原因は、「ブラック化」した働き方からくる教員のなり手不足や大量の定数内臨任の配置がある。
- 全国的な「未配置・未補充」がなぜ起こったのか。慶應義塾大学の佐久間亜紀教授が詳細な調査を実施し、その根本的な原因を、2000年以降の地方分権改革、規制緩和の影響だと指摘し、正規教員の数を抑制し過ぎ、非正規の教員に年度初めから依存しなければ学校が運営できない形が作られたことにあると分析している。（『先生が足りない』氏家真弓著<岩波書店>）
- その根本的原因と同時に、ベテラン層の大量退職で、非正規教員だった人が正規教員に採用されたこと、正規教員の若返りで産・育休取得者が増えると、更に非正規教員の数が不足したこと、更に2009年からの教員免許更新制が導入され、教員養成に必要な単位数も増え、「とりあえず教員免許をとっておこう」という学生の数も減ったこと、その上に、教員の働き方が長時間過密であり、しかも時間外手当も出ない「超ブラック」だとの認識が広がっていったこと、を指摘している。
- 教員の「多忙化」の大きな要因となっている「未配置・未補充」の根本的な原因を取り除くことが教育行政の一番重要な取り組むべき課題である。

- そのために、大量の非正規教員である定数内臨任を減らし正規化すること、その際、学校現場で奮闘している臨時教職員の採用を進めることである。
- そのことで、教職員の身分を安定させ、仕事にゆとりをもたらすこととなり、子供たちの学習権保障につながると考える。

#### <教育のデジタル化は、学校の特性を踏まえた対応を>

- 現在、全庁的なDX推進のなかで、「働き方改革」とも関連させた教育のデジタル化が無原則なまま進行している。
- 多くの県立学校で職員会議資料のペーパーレス化や会議のリモート化、一部の管理職による『学年だより』や『図書館だより』などのデジタル発行の強制が起きている。
- その中で、教職員への周知不徹底や共通理解不足、生徒・保護者との信頼関係づくりに支障をきたすなど、学校運営や教育に影響が出ている。
- 「デジタルツールの活用」それ自体を目的化してはならない。
- 学校でのペーパーレス化等は、行政機関におけるDX推進の場合とは一定異なる。「デジタルツールの活用」に伴うペーパーレス化は行政機関と区別し、学校の特性を踏まえた対応が必要である。

#### <教職員の数を大幅に増やし、総業務量を減らすこと>

- 教育の特性として重視されなければならないことは、多様な児童・生徒の学習権に応えるための教える教師の絶え間ない研究と修養であり、そのための条件整備である。
- そして、教師の自主性・主体性・創造性が発揮される労働環境をつくることが重要である。
- そのために、上記で触れた「多忙化」の原因を取り除き、教職員にゆとりをもたらすことが必要である。
- 教職員の「多忙化」解消・負担軽減は、まさに「まったなし」の喫緊の課題であり、その根本的改善のために必要なことは、教職員の数を大幅に増やし、総業務量を減らすことである。

#### 【埼玉教職員組合】

(学校における働き方改革の推進について)

- 令和5年3月8日、中央教育審議会が出した次期教育振興基本計画答申の項目12、指導体制、ICT環境の整備、教育

研究基盤の強化の基本施策例には、学校における働き方改革の更なる推進など、指標、例には教師の在校時間の短縮などが掲げられている。

- 令和4年度埼玉県人事委員会勧告では、教職員の働き方改革の推進は「待ったなし」であるという意見が出されている。
- 第3期埼玉県教育振興基本計画の取組内容にも、学校における働き方改革の推進が掲げられているが、文科省は「更なる」を加え、埼玉県人事委員会は「待ったなし」と述べている。
- 文科省が4月下旬に発表した「教員勤務実態調査 令和4年度実施速報値」では、勤務時間は30分程度短くなったものの、指針の上限基準「月45時間」を超える在校等時間の教員は、小学校64.1%、中学校77.2%である。
- さらに、過労死ライン週60時間以上の教員は小学校14.2%、中学校36.6%にも達している。これでは教員のウェルビーイングの向上は望めない。
- 教員が健康でやりがいを持って職務に専念し、児童生徒に質の高い教育を提供するための学校における働き方改革の更なる推進は、教育委員会、学校現場が取り組まねばならない喫緊の課題である。
- もちろんあわせて、教員の意識改革も必要である。
- この課題が解消されなければ、若者は教職を魅力ある職と考えることができず、更なる教職離れが進み、現行基本計画に掲げた「優れた教職員の確保」も実現しない。この課題を解消するために以下具体的な提言をしたい。
- 一つ目は教員業務の仕分けであり、つまり、三分類を早急に行う必要があるということである。これは令和4年12月、中教審答申「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」によるもので、学校教員の業務を、①基本的には学校以外が担う業務、②学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務だが負担軽減が必要な業務、に仕分けして、教員が本務である学習指導に専念できる体制を目指すものである。
- しかし、県教委が好事例の取組を市町村教委等に提示しているものの、学校現場ではこれらの業務が依然として曖昧なまま教師の業務として行われ、多忙化に拍車をかけている。
- 特に上記答申に、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきであるとされているため、計画的に部活動の地域移行を進めていただきたい。
- これらは市町村教育委員会が主として取り組むことだが、任命権者である県教委も連携、協力、支援して取り組む必要があると考える。

- その際、部活動の地域移行では、生徒が地域や家庭環境により不利益を被ることがないように、県行政と協力して予算面で国に働き掛ける等、市町村を支援していただきたい。
- 二つ目が教員定数の改善である。文科省が進めているGIGAスクール構想、ICT機器を活用した個別最適な学び、対話を通じた協働的な深い学び、県が進めているDX、ICT機器を活用した研修、事務処理等の効率化には、教育機器のみならず、様々なICT機器の機能を熟知し、活用でき、同僚の教員に教えてあげられる人が必要である。
- ICT機器の導入だけでは、業務量が増えただけで教員の負担軽減、業務量削減、事務処理の効率化にはならない。教員の持ち時間数削減、教科担任制に向けた人員増も、学校における働き方改革の更なる推進を進める上で欠かすことはできない。
- 文科省の第3期教育振興基本計画期間中の成果として、教員定数改善を挙げている。義務標準法の制限はあるものの、埼玉県として教員の増員を継続して国に要請していただきたい。

#### 【埼玉高等学校教職員組合】

##### (土曜日授業について)

- 他の都道府県に先駆けて実施したいいわゆる「土曜授業」については、原則土曜日に勤務を命じることができない中での実施となっている。私学との対抗、学校間競争の意図もあるとは思いますが、教員負担の観点からも廃止すべきものだと考える。
  - 付言すれば、教員が土日の部活動に従事することで地域活動の主体となるチャンスを奪っている。
  - 生徒にとって教職員はもっとも身近な働く大人のロールモデルである。教職員の多忙は子供たちにとってはなほだ悪影響である。「ワークライフバランス」を示す必要がある。
- (質の高い学校教育のための環境の充実について)
- 県教委主体の研修以外にも、「彩の国 教育の日」などを利用して、学校を超えた隣接校の自主的研修交流の呼び掛けはできないものか。
  - 長期休業中も同様で、特に初任者は二年目以降、学校外の交流はなくなるため、人によっては外部と相談できず孤立することもあるように思われる。個別のメンターを用意するのは困難だとしても、学校を超えた交流の場を設けること

で、少しでも若い世代の教職員の不安解消になるような仕組みをお願いしたい。

- 「論語」研究や「パソコン教室」「英会話」など高い専門性を生かした地域開放講座を行うことのできる教員は多い。自主研修を承認するなど、教員の自主性を喚起し積極的に活用することで学校の地域貢献が一層進むと思われる。

#### 【埼玉県公認心理師協会】

(教職員の働き方改革について)

- ここ数年、教職員の働き方改革が着実に進んでいると感じているが、一方で、現場の先生方の忙しさ自体はあまり変わっていないように見える。その原因を先生方に聞いてみたところ、やることが多いということは変わっていないというお話だった。つまり、毎年のように新しい取組や優れた活動が導入されるが、その際にそれまでやっていた取組や活動を減らさないまま、新しいことが上乘せされ、増える一方になっているということである。コロナ禍でこの辺りの事情も少しずつ変わってきているようだが、取捨選択の捨の選択も大切だと思われる。ただ、現場の先生方は良いと言われるものを捨てることは難しいとのことで、この辺りの選択は是非国レベルや県レベルで行っていただくのがよいのではないか。

#### 【埼玉県PTA連合会】

(教職員が継続して勤められる環境について)

- 何かあった際に対応してくれる教員の数がしっかりと確保されていないように感じる。当然教員として必要数は、学校に配置されているのだが、結婚や出産で休職する際の代替がすぐに来なかったり、若しくは学校での働き方に不自由を感じるのか途中退職される方がいたりというのが多い印象である。
- 教員になる前に、そういった勉強を教えること以外のところもしっかりと学んで学校に入ってきていただきたい。
- またそれ以上に、学校に配置されてからも、新人教育をしっかりと、教職員が継続性を持って勤められるような環境にしていきたい。
- 昔であれば、学校の先生方に保護者もいろいろ指導してもらい、親として成長できた。また、PTAを介したりしながら保護者として、教職員と向き合うことによって、新人の先生もしっかりと現場で役割を担っていたところがあった。

- ただ、昨今 P T A をマイナスに捉える傾向があり、先生と保護者のつながりが大変薄くなっており、共に成長できる機会が少なくなっているように感じる。そういったところも学校側は一緒になって、先生方が継続性を持って勤められるように対応していくべきだと考える。

#### 【埼玉県高等学校 P T A 連合会】

##### (教員に関する諸施策について)

- 現行の基本計画は、「教員を大事にします」といった教育施策、視点が少し薄い印象である。教員目線の施策を積極的に実施していかないと、教員の成り手が益々減少し、結果的に児童生徒のための施策が、実現できなくなってしまうのではないかと危惧している。
- 国の次期教育振興基本計画の答申に目を向けると、今後 5 年間の教育施策の目標と基本施策の中に、指導体制、I C T 環境の整備、教育研究基盤の強化という教育政策目標が掲げられている。
- この政策目標の指標例として、教師の在校時間の短縮、教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況、I C T 支援員の配置人数が例示されている。
- 新聞記事の引用だが、岡山県の県立高校において、デジタル採点システムを採用し、校内テストにおける採点時間を大幅にカットしたという事例を目にした。これは、A I がテストの採点を行うシステムで、ある県立高校のテスト採点に要する時間が、平均 7.8 時間から 4.2 時間に縮減されたとのことである。また、他県の話ではあるが、C h a t G P T で英語の試験問題を作成したところ、想像以上の出来栄で、作成に要する時間が大幅に縮減されたという事例も目にした。
- 埼玉県の令和 5 年度職員採用試験において、D X 枠が設けられ D X の業務にある程度特化した職員の採用を目指しているとのことだが、埼玉県教育委員会においても、埼玉県職員採用試験と同様に、D X 枠を設け、各学校内において D X の構築に関する業務を専門とする正規教職員、教員でなくても職員でもいいと思うが、配置し、先ほど例として話した各種取組を専門的に扱うことにより、教員の負担軽減を推進することなども必要ではないか。
- 昨年度の埼玉県公立学校教員採用選考において、小学校教員で 1.8 倍、中学校教員で 3.7 倍、高等学校教員で 3.6 倍と軒並み一昨年度の倍率を下回るという低水準な競争倍率となっている。

- 優れた人事確保のためには、ある程度の高倍率の競争を確保した上で、良い人材を選考していくことが求められると思われる。
- そのためには、教員とは豊かな人生設計をしていく上で、最適な就業環境の一つであるということを積極的に世の中に示していく必要がある。
- 次期埼玉県教育振興基本計画策定において、繰り返しになるが、教育施策の担い手である教員に関する諸施策を重点的に位置付けていただきたい。

### **施策18：魅力ある県立高校づくりの推進**

【埼玉県高等学校長協会】

(高校教育の「共通性」と「多様性」の観点の教育活動の推進)

- 高校教育は、埼玉県でも地域・学校により多様な状況である。成年年齢18歳引下げを踏まえ、生徒が「大人」となる上で必要となる資質・能力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図りつつ、進学・就職など多様な進路希望に学校ごとに対応できる特色化・魅力化を進める「多様性への対応」が大切である。各校は生徒の実態に応じて教育活動を行っているが、学校を支援する取組をお願いしたい。

(県立学校の魅力ある高校づくりについて)

- 県立学校の再編整備については、地域バランスはもとより、地域における学校の役割や再編整備による魅力化に十分配慮した上で、検討願いたい。

【埼玉県高等学校教職員組合】

(子供たちの学習権保障に係る教育条件整備のための教育予算関係について)

<高校を統廃合するのではなく、少人数学級の実現を>

- 県教育委員会は、この間の高校統廃合を「県立学校の活性化・特色化」を図るための「再編整備」と称しているが、実質的には県立高校を廃校にするもので、子供たちの学習権侵害につながるものとして決して認めるわけにはいかない。
- 県教育委員会は、「再編整備」を進める観点の一つとして、「生徒募集が困難」な学校を掲げているが、そのような困難

な状況にある学校こそ教育条件整備を手厚くする必要があるのではないか。

- また県教育委員会は、埼玉県における今後の公立中学校卒業生数の減少を理由に挙げているが、そのような減少期こそ、少人数学級実現の絶好のチャンスだと考える。学校を統廃合するのではなく、1学級30人以下の「少人数学級」を生徒減少期の今こそ実現し、生徒一人ひとりに寄り添いながら、その願いや課題解決のために、きめ細かで温かい教育の実現を求めたい。

### **施策19：子供たちの安心・安全の確保**

【埼玉県都市教育長協議会】

(安全な学習環境について)

- 安全な学習環境を確保するため、防犯カメラの設置や警備員等の配置の推進をお願いしたい。

### **施策20：学習環境の整備・充実**

【埼玉県都市教育長協議会】

(学習環境の整備について)

- 市町村における学校内(外)の教育支援センターの設置の促進、機能強化をお願いしたい。
- G I G Aスクール構想の継続・充実のため、I C T支援員や情報設備(機器・ネットワークの維持・補修・更新)等への支援を拡充いただきたい。

【埼玉県町村教育長会】

(円滑な学校再編の遂行と適正な配置について)

- 少子高齢化の中で、特に埼玉県では町村等において、小・中学校の再編等が進められている。私が勤めている小川町は、比企地区にあるが、それぞれの市町の様子を見ると、学校再編が急速に進められているという状況がある。
- 教育長と協議等をする中で、過員解消をどうするかがある。人事配置をする上で計画的な遂行が待たれる。これは広域人事の推進という側面になるかと思われるが、この事は県教育委員会における人事異動方針においても、広域人事とい

う方針は昔から言われており、それがより必要な状況になってくる面があるであろう。

- また、県教委の異動方針や円滑な学校再編の遂行と適正な配置について、どういう表現になるかという問題はあると思うが、5年のスパンである教育振興基本計画においても必要な側面であると考える。

#### 【埼玉県公立小学校校長会】

(ICT教育の充実について)

- GIGAスクール構想により、一人一台端末が整備されて4年目となり、より効果的な利活用が求められている。タブレット端末を活用しての個別最適な学び及び協働的な学びについて、目指す授業像や児童の具体的な姿を、学校(教員)が分かるように示していただけると、各学校での取組が進むと考える。

#### 【埼玉県高等学校長協会】

(ICT環境整備について)

- 現状の校務、教科指導、管理のそれぞれが独立したネットワーク回線では校内のDX推進に限界がある。シームレスで安全なネットワークの構築に取り組んでいただきたい。
- 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることや、コロナ禍で普及したオンライン学習など生徒の学びを止めない、加えて生徒一人一台タブレット環境への対応といった視点からも、デジタル環境の整備とその活用は必要不可欠である。教育環境が後退することがないように、学校敷地内全てをカバーするWiFi環境の整備や特別教室への短焦点型プロジェクターの設置、各教室に設置された短焦点型プロジェクターの更新など、県教育委員会が計画的に進めてもらいたい。

(校舎の改修、施設整備の更新・充実について)

- ホームルーム棟のトイレ改修は進んでいるが、特別教室棟、管理棟についても改修を進めていただきたい。私立高校との格差は依然として大きなものがある。施設環境整備により力を入れて取り組んでいただきたい。
- 多目的トイレの増設やエレベーター、廊下及び階段に手すり、敷地内に視覚障害者誘導ブロックなどLGBTQ、特別な支援を必要とする方々への配慮など、ダイバーシティ社会対応のための施設環境整備を進めていただきたい。

(ICT利活用等による特別支援教育の質の向上) ※再掲

- 教科書デジタルデータの活用の促進やICT機器を活用した教育支援の充実をより一層図られたい。
- 遠隔地や自宅等での学習充実に向けたICT機器等の活用を促進し、子供の学習を保障できるよう体制の充実を図られたい。
- Society 5.0時代の到来における遠隔教育などの推進に向けたICTの環境整備や先端技術の効果的な活用による特別支援教育の充実を図られたい。

#### 【埼玉県高等学校教職員組合】

(子供たちの学習権保障に係る教育条件整備のための教育予算関係について)

<高校でも「生徒1人1台タブレット」は、公費負担に>

- 県教育委員会は、2021年12月に「埼玉県学校教育情報化の方向性」を発表し、高校における「令和5年度入学生から『1人1台タブレット』の整備を目指す」という方向性を打ち出した。
- ところが、埼玉の高校生は、学校におけるタブレット端末が原則保護者負担となっていることが、大きな問題になっている。
- 全国的には、高校におけるタブレット端末の整備に関して、原則保護者負担としている自治体は、埼玉県を含め23都道府県13政令市(2022年2月4日現在:文科省)となっており、約半数の自治体は公費負担となっている。
- この問題で私たちは、昨年度、埼玉県PTA連合会(県P連)・埼玉県高等学校PTA連合会(高P連)・県高等学校長協会会長との懇談を行った。
- 県P連との懇談では、「小・中学校も高校も保護者負担はない方がよい」、また高P連では「年又は隔年で出している県への要望書に、タブレットの公的負担を求めることも検討してみる」とのお話をいただき、タブレットの公的負担を求めることに関しては、県高等学校長協会会長を含め、共感の声をいただいた。
- 私たちは、教育基本法に定められた教育の機会均等の原則を踏まえ、高校生においても「生徒1人1台端末」の整備に当たっては、公費負担にするべきだと考える。

<公費によるHR教室へのエアコン設置など、施設設備の充実を>

- 「雨漏りを直して欲しい」「定時制給食の厨房へのエアコンの設置を」「体育館にも冷房設備を」「教室のエアコンは、

保護者負担ではなく県費で」など、施設設備に関する要望は大変強いものがある。

- また、昨今の光熱水費の高騰による教育への悪影響を及ぼしている問題も大変重要である。
- 県立学校の光熱費は教材購入費と同じ「管理費」の中から支出されていることから、文房具類を含めた教育に必要な予算の削減も生じている。インフラに関わる光熱水費と、教育に関わる教材費は、別枠で予算措置する必要がある。
- 教育条件整備は、教育行政の責務であり、現場の教職員が教育予算を気に掛けて教育活動を萎縮することがあってはならず、行政組織としての県教育委員会の責任は重大である。特に、いま学校現場から要望の強い、定時制の厨房や体育館へのエアコン設置、公費によるHR教室へのエアコン設置など、施設設備の充実が必要である。
- HR教室のエアコンは、埼玉県では保護者負担で設置し、その電気料も保護者負担である。昨年の県議会でもこの問題が取り上げられ、現在、全国的には38都府県の80%以上が公費で整備し、そのほとんどの県が電気代など維持管理費も公費で負担していることが明らかになった。県も昨年の秋には、この問題を調査している。この間の異常な物価高騰、とりわけ電気代の高騰を考えると、当面、この4月からの維持管理費だけでも県から補助してもらいたい。

## **施策21：私学教育の振興**

【埼玉県公認心理師協会】

(私立学校における緊急支援体制について)

- 学校内外で事件や事故等が起きた際の心のケアについて、公立学校に関しては、埼玉県又はさいたま市が採用しているスクールカウンセラーが対応に当たったり、市町村教育委員会に所属している心理師等が対応に当たる場合が多いが、私立学校に関しては学校ごとに対応することになる。学校内で対応することが難しい場合、当協会に心理師の派遣依頼がくることがある。当協会としてもできるだけバックアップしていきたいと思っているが、できれば、私立学校も緊急時に対応可能なシステム作りができるとうい。具体的には、公立学校のシステムを利用する方法、埼玉県私立中学高等学校協会等で緊急支援のネットワークのようなものがあるとよい。

【公益社団法人 全埼玉私立幼稚園連合会】

(人的環境、物的環境の充実について) ※再掲

- 信頼して子供を預けられるよう、幼稚園をはじめとする全ての幼児教育施設において、幼児教育に従事する人材の質の

充実（人的環境の充実）や、幼児教育・保育の質の向上、安全・安心な教育環境の整備（物的環境の充実）を実現する必要がある。

- さらに、幼稚園等に入園する前の保育支援事業の充実や、同時に幼稚園等から小学校への接続でも、両者が密に連携する必要性もある。

（質の高い幼児教育環境の整備をするための財政支援について）

- 保育所やこども園との財政面の支援格差がないよう、国としての補助では不十分な面を精査し、埼玉の現場での生の意見を吸い上げ、県単独の補助事業として生かしてほしい。
- 教員不足が年々顕著であり、深刻な問題である。そのためには幼稚園等で働く全ての職員が、その職責に見合った処遇や充実した環境で子供に関われるよう処遇の改善のための財政支援を強く要望する。
- キャリアステージに合わせた研修体制の充実、保育者の業務負担の軽減など、総合的な人材確保・定着策の一層の財政支援を要望する。
- 個々の教員の負担を軽減するため、独自に多くの教員や補助教員を抱えてきた園も多い。質の高い教育・保育に取り組む園が、その体制を維持できるよう財政支援を要望する。
- 急激な物価高騰への対応も踏まえ、運営費の一層の支援を要望する。

【一般社団法人 埼玉県私立中学高等学校協会】

（次期計画への反映について）

- 埼玉県として、私学教育をどのようにしていくかということが前回の計画の時にはあまり見えてこなかった。
- 前回の計画を見ると、我々が言ったことは単なる意見として聞かれただけで、どこに我々が言ったことが載っているか、それが反映されているかということが分からなかった。そういうことが今回もないようにしてほしい。

（私学助成に関して）

- 埼玉県は、保護者の負担軽減にしても、直接補助に関しても決して十分とは言えないが、それなりにきちんとした形になっていて、保護者あるいは私立学校が一定の教育ができるようなベースとなっている点は評価できる。
- ただ、個々の面に関して、その括り付けや仕組みが少し柔軟性に欠けている部分があるのではないか。例えば、基本的な方向性として授業料の値上げに関して抑制方向にある点である。ベースとしては理解できるが、（授業料を）抑制し

ているのに、生徒一人当たりの学校に対する補助金額が埼玉県私立学校は極めて低いと思われる。

- では公立が十分かという点、公立ですら私は教育県と言うには少し恥ずかしいぐらいの額になっているのではと考えている。したがって、私立もそうだが公立においても、教育のベースをどう上げるかということ、教育政策の中にぜひ加えていただきたい。
- 埼玉県は、去年から今年に掛けてかなり税収が増えているので、その税収の増えた分の同じぐらいの割合で、公立、私立の教育費を増やしてもいいのではないか。要するに、埼玉県民全員がよりよい教育を受けられる環境を作っていくために、税収の増えた分をこういうふうに分けてたい、ということ、是非教育政策の中で行っていただきたい。
- まとめると、私学の助成に関してとても丁寧に行っていることは分かる。ただ、ちょっと括り付けが悪いのでそれに対しては柔軟にもう少し対応できるようなかたちにしてほしいというのが一つ目。
- 二つ目は、埼玉県の私立学校における私学助成金額は他の県に比べるとかなり低い水準のため、それをどうやったら増やすことができるのか。やはり教育振興基本計画などが、他の県と比べてどうなのか、埼玉県全体と比べてどうなのか、水準を明確にすれば、県当局に要望ができるようになるのではないか。
- なお、公立の水準も低いとはいえ、一人一台のパソコン環境については全て公費で賄っている。一方、私立で機器を入れる場合に補助金は三分の一、良くて二分の一しか出ず、学校あるいは受益者負担になっている。こういった公私の格差もできる範囲で埋めていっていただき、私立も公立もよりよい教育ができるようにしていただきたい。
- 三点目は、大阪府が60万円まで授業料を負担し、それ以上必要であれば学校で独自で負担するようになっているが、素晴らしいことだと思うので、県の方で是非研究して、良いところは取り入れ、少しずつ改善して欲しい。また、ある時期には思い切ったこともしていただきたい。

(私立学校の耐震化の促進について)

- ほぼ完了しているのであれば、次期計画の取組からは除外してもよいと考えられるがいかがか。

(私立学校の学校関係者評価の促進について)

- 100%達成しているのであれば、次期計画の取組からは除外してもよいと考えられるがいかがか。

(先進的な教育の充実について)

- 県立学校については、グローバル教育などの充実が詳細に示されている。この時代、私立学校についても同様に、グローバル教育、AIを活用した教育の促進、またPCやWiFi環境の整備が必要であり、そのような部分の補助もいた

だきたい。

【一般社団法人 埼玉県専修学校各種学校協会】

(次期教育振興基本計画「Ⅱ今後の教育政策に関する基本的な方針」に関連して)

- 「①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」においては、「地域産業における中核的な役割を担う専門人材育成に向けた専修学校における職業教育の充実」の重要性が指摘されている。
- さらに、リスキリングを含むリカレント教育において、大学・専門学校が社会人に対して学びやすいプログラムを提供することとともに、企業における学習成果の適切な評価の重要性についても指摘されている。
- これらの点に関しては、単に学校側からの働き掛けや努力だけではなく、県や関係企業、国等との連携による具体的な対応策の検討と実施が重要と考える。
- 「②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」においては、特に高等学校とは異なる高等専修学校の「学びのセーフティーネット」としての役割について十分留意すべきと考える。
- 「④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」(各学校段階における教育DXの推進)において、高等教育の遠隔・オンライン教育の進展が指摘されている。ハイブリッド授業の推進・高度化とともに、面接授業と同等の教育効果を上げるための遠隔授業の標準化を進めることが重要と考える。

(次期教育振興基本計画「目標4 グローバル社会における人材育成」に関連して)

- 「外国人留学生の受入れの推進」では、現状、文科省では「5年後(2027年)を目途に外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復」という目標を立てているところであるが、留学生の大幅増を見越した本県独自の新たな「留学生受入れ計画」の策定が急務であると考えます。
- 生産人口が減少するなか我が国並びに本県の持続的な発展には外国人材の活用は不可欠であり、留学希望者を増やし留学後の本県定着を推進する政策が重要。そのために国と協力し、在外公館等における本県の高等教育機関の積極的な情報提供を行うと共に、留学生の初期の受入れ機関である日本語学校に対する支援を行うことにより日本語教育の充実を図り、卒業後の就職機会を拡大することが重要と考える。
- 現行極めて限定的に運用されている在留資格の在り方を抜本的に見直し、高等教育 機関修了を要件に大幅に就職機

会の拡大を図ることで、地方創生、中小企業振興にも資する政策となるように国に働き掛けを行うべきと考える。

- また、高等専修学校の留学生受入れの要件については、現状専修学校制度の枠内で設定されていることから、専門学校と同様の取扱いとなっている。高等専修学校については後期中等教育機関として、高等学校と同等の要件とすることについても国に働き掛けを行うことが必要と考える。
- 「留学生受入れ促進プログラム」については大幅に対象人員を増やすとともに、実質的に専門学校枠が小さいのが現状であることから、各学校種における留学生の在籍者割合による運用についても国に働き掛けを行うことが必要と考える。

(次期教育振興基本計画「目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」に関連して)

- 「高等専修学校における教育の推進」では、高等専修学校は、後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会へ輩出してきただけでなく、多様な背景を持つ生徒を受け入れる「学びのセーフティネット」としても機能してきた。
- 文科省の「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、小・中学校において「学習面又は行動面で著しく困難を示す」児童生徒は 8.8%、高校で 2.2%となっている一方、文科省委託事業の調査では高等専修学校においては22.2%を占めている。
- また、卒業後の進路についても、高校の全日制・定時制で大学等進学率 59.5%、専門学校進学率 16.8%、就職率 14.7%などとなっているのに対し、高等専修学校においては大学等 11.8%、専門学校 37.9%、就職 33.6%となっており、個々の生徒の特性・適性に合った進路指導がなされている。
- これらの状況に鑑みて、高等専修学校の運営にかかる支援について、所轄庁の県が積極的に国に働き掛け連携しつつ推進することが重要と考える。
- 「日本語教育の充実」については、留学生30万人計画達成時に非漢字圏からの留学生が大幅に増加している傾向に鑑みて、確実な日本語能力獲得の観点から、日本語教育機関に在籍できる期間の上限を現行の2年から3年に延長することが重要と考える。

(次期教育振興基本計画「目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保」に関連して)

- 「教育費負担の軽減に向けた経済的支援」では、県と国が連携して、適切な進路指導の観点からも、高等専修学校につ

いては高等学校と同様に、専門学校については大学等と同様に、それぞれ高等学校等就学支援金及び高等教育の修学支援新制度の対象となっていることについて、中学校教員、高校教員、保護者等へのより一層の周知広報に努めることが重要と考える。

## 目標Ⅶ 家庭・地域の教育力の向上

### 施策２２：家庭教育支援体制の充実

【公益社団法人 全埼玉私立幼稚園連合会】

（子育て支援の基本について）

- わが国では、平成6年のエンゼルプラン策定以来、過去30年間にわたる子育て支援政策を行ってきたが、社会状況が著しく変化する中で少子化が止まらずにいる。
- 我が国の過去30年間の少子化政策は、主に労働・経済政策を中心とした子育て支援政策であり、女性の就労率の上昇への対応や保護者の経済的な支援として、待機児童対策、児童手当の充実、長時間にわたる保育無償化等といった施策が進められてきた。これらにより、子育て中であっても男女ともに長時間働くことを可能にする一定の効果はあった。
- しかし、子供たちの『「愛」着形成不全』や「幼児期の教育の質の低下」等、子供が育つという視点では負の要素が増えている現状でもある。長時間労働をすればするほど、少子化に進む。これは海外の例（OECD加盟国の中でも出生率の高い国はワークライフバランスのとれた国）を見ても明らかである。
- 子育て支援の基本は、まず安心して子供を産み育てられる環境をつくること、更に産みたくなるような環境をつくることである。あわせて、労働政策のみではない保育の「質」にもっと目をむけた「子育て支援の充実」が求められている。その支援が子育ての楽しさや幸福感につながり、自然と少子化を止めることにつながると考える。

【埼玉県家庭教育振興協議会】

（家庭教育アドバイザーの養成について）

- 家庭教育アドバイザーの養成が進んでおり、各市町村での活用が進んでいるように感じられる。活動の場が増えるに従

って意欲的に参加する受講者が増えるとともに、時代の変化に対応できる研修内容が求められている。

(子育ての大切さや楽しさを学ぶ学習の充実について)

- 子育てに対する不安を抱える保護者が増えているようである。時間的ゆとり、経済的ゆとりの無さがら子育てに向かうゆとりを持たない親が増えているようである。また、多様な社会的な支援が整えられてきているが、子育てに対して苦痛やイライラを感じている親がいるようである。世間を騒がす子供をめぐる悲惨な事件が度々起きており、子育ての素晴らしさや楽しさを伝えていくことが重要である。
- 子育ては楽しいものであることを理解してもらえよう、現在進めている親の学習の更なる工夫、将来親となる若い世代への親となるための意識付け、子育ての大切さや楽しさを学ぶ学習の充実が必要である。

(子育てに関する情報による混乱について)

- 子育てに関する情報はIT化の拡大により豊かになっている。反面、情報過多であり、得た情報に対する判断に混乱していることが考えられる。特に生成AI（テキスト生成）の活用が話題になっており、情報を生かした子育てに混乱が想定される。さらに、親の子育て感の多様化（誤解から起こるであろう間違っただけの子育て感）が心配である。

(子育て支援団体による幅広い支援について)

- 子育てを支援する多様な団体が育っている。それぞれの団体の支援目的は多様で専門性が追求されており内容が高度になっているようである。子育て中の親は、専門的な支援だけでなくより幅広い支援を求めている親もいるようなので、個々の支援団体間のネットワーク化を進め幅広い支援ができるような体制が必要である。

(発達段階に即した基本的な生活習慣について)

- 発達段階に即した基本的な生活習慣を身に付けさせる手順を再考する必要がある。「3つのめばえ」を就学時中心に提供しているようだが、幼児期の親の学習、乳幼児育児相談（保健面）の機会を通して保護者に提供し、参考にしてもらう必要があるのではないか。

(幼児期における心の育成について)

- 幼児期の子育てでは親の目が健康面に向きがちなようであるが、心の育成にも目を向けてもらう必要があるのではないか。心を育てることで、自他の生命尊重や自尊感情・自己肯定感が育ち何事にも積極的に取り組もうとする意欲に結

び付くと考えられる。

- 幼児期の心の育成には、様々な体験の機会が必要であり、家庭での日常生活を通して親子関係の中で育てられていくと考える。学校では発達段階に即し、系統的な学びの中で心の育成が図られている。したがって、学校と家庭が相互に補完する情報連携と行動連携を密にし、家庭教育の充実を考える必要がある。

### **施策23：地域と連携・協働した教育の推進**

【埼玉県都市教育長協議会】

(学校運営について) ※再掲

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進をお願いしたい。  
(地域と連携した部活動の推進について) ※再掲
- 地域と連携した部活動を推進するため、保護者負担の軽減(解消)を含めた支援の推進をお願いしたい。

【埼玉県町村教育長会】

(部活動の地域連携について) ※再掲

- これは、もともと教員の働き方改革といったところに課題の芽があると思われる。しかし、それは一方の面から見ると、地域の教育力の向上という、地域の人たちによって子供たちを様々な人材に育成していく、という価値があるだろうと考える。
- 地域移行というような表現もあるが、現在地域連携という言葉に変わってきている。この推進については、ぜひ次期計画にも位置付けて、教員の働き方改革、言ってみれば、学校教育というものの在り方の改善に資する施策を講じていただきたい。

【埼玉県高等学校長協会】

(部活動の在り方の見直し) ※再掲

- 部活動は、運動部・文化部とも、生徒の高校生活のみならず、その後の生涯にわたる生きがいや仲間づくりなどに資す

る重要な役割を果たしてきた。しかし、近年、教員の働き方改革が問題になる中、外部人材の導入や地域移行への対応、少子化により一校で維持できる部活動の種類が減少するなど、新たな課題も顕在化してきている。多様な課題を実態に応じて整理し、部活動の教育的効果を可能な限り維持しながら、解決の方向性を明確化し推進するよう検討願いたい。

#### 【埼玉県PTA連合会】

(家庭、学校、地域の連携について)

- 子供たちの教育環境をよりよくしていくために、学校、家庭、地域は連携をしていく必要があるが、コロナ禍で三年半近く経った今、そういった関係性がかなり薄れ、コミュニティも崩れてきているところがある。
- それを取り戻し、更に充実させていくためには、全国的に盛んになっているコミュニティ・スクールを我々PTAが意識し、例えば今まであった「放課後子供教室」などをしっかりコミュニティ・スクールの一環として捉えていく必要がある。
- 一方、学校側も場所の提供だけではなく、一緒に率先して取り組んでいき、家庭、学校、地域の連携をより強めていけるよう取り組んでいていただきたい。
- また、PTAの役員には地域企業の方も大勢いるため、PTAの活動をしっかりできるように、企業としてもその辺の配慮をしていただきたいと考える。

(埼玉県教育委員会との連携について)

- 埼玉県からの情報がなかなか降りてこないところがある。そのため、全てにおいてだが、もう少し我々PTAの代表と県が、文書だけではない情報交換の機会を多く持てたらと考える。

#### 【埼玉県高等学校PTA連合会】

(地域と家庭が共に学び、支え合う社会の実現に向けた教育の推進)

- 思っているよりPTAに加入しない、又は、PTA連合会から抜けていくことを協議している学校が想定外に多いと感じている。
- そうなると、コミュニティ・スクールや学校評議委員会であっても、このPTAという組織が徐々に痩せていく中で、

学校とどう連携していくのかというのは大変難しい問題になっていくと考える。

- 指標の中にもコミュニティ・スクールを導入している学校数の指標が出てきているが、その元となるPTA、ここが痩せていけば、後援会も痩せていき、同窓会も痩せていく。
- 10年20年スパンで見えてくるような傾向が一気に進んでいるのではないかと考えている。
- 今PTA不要論ばかりが議論されているが、コミュニティ・スクールはどのようにするのか、行事や生徒の安全性はどう確保するのかを含めて、有用性の議論をどうしていくか、保護者の皆様方、学校長に考えていただきたい。このような議論を、各学校ではなくて、全体で進めていけるようなものがあるとよい。
- また、地域においては、自治会もかなり会員が抜け、高齢化している現実もある。地域との連携についても、やはり10年スパンで考えていくべきである。

#### 【公益財団法人 埼玉県スポーツ協会】

(運動部活動の地域移行について) ※再掲

- 令和2年9月1日付け事務連絡「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で「運動部活動の地域移行」という国の方針が示されて以来、地域の受け皿や費用負担、大会参加、けがをした際の責任問題等、様々な課題が挙げられ議論となった。
- まずは公立中学校の休日の部活動を令和5年度からの3年間で地域移行をとという内容に対し、全国市長会からの緊急意見書やパブリックコメント等で全国一律の地域移行は困難という厳しい意見が寄せられた。
- 最終的には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」令和4年12月27日において、「学校部活動の地域移行」という文言が「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行」と修正された。
- また、「改革集中期間」として、3年間で地域移行をおおむね達成するという当初の計画を見直し、この期間を「改革推進期間」に改め、地域の実情に応じて可能なかぎり早期の実現を目指すとして、達成時期の目標も修正した。
- また、中央教育審議会の「次期教育基本計画について(答申)」令和5年3月8日においても、「運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実」の箇所で、「子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた

環境の一体的な整備を着実に進める」としている。

- 次期埼玉県教育振興基本計画においては、国の方針変更や公立中学校の設置者である市町村などの現状を把握していただき、内容を適切に整理し、県としての考え方を示していただくことを要望する。
- なお、下記に本会としての運動部活動改革に対する考え方を示すので参考にさせていただきたい。  
＜運動部活動改革の推進と地域における子供のスポーツ環境の整備充実＞
  - ・ 運動部活動の意義や取り巻く現状を踏まえ、地域と連携した指導体制の構築や複数校による合同部活動の推進などにより、運動部活動改革を進め更なる活性化を図る。
  - ・ また、生徒が多様なスポーツを楽しむ機会を創出するため、地域の現状や競技の特性に応じた地域スポーツクラブ等の充実や整備に取り組む。
- 本件については、単に部活動の問題として捉えるのではなく、少子化による生徒数・教員数など学校規模縮小の問題、教員の働き方改革など学校教育全体に関わる問題として捉え、解決に向けた方策を検討していただきたい。
- また、学校という施設を地域の「学び」「スポーツ・文化芸術の振興」「子育て支援」「老人福祉」などの中核施設として活用する方法などについても検討する必要があると考える。

## 目標Ⅷ 生涯にわたる学びの推進

### 施策24：生涯学び、活躍できる環境整備

【一般社団法人 埼玉県専修学校各種学校協会】

（次期教育振興基本計画「目標8 生涯学び、活躍できる環境整備」に関連して

- 「大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実」「働きながら学べる環境整備」「リカレント教育のための経済支援・情報提供」は、大学における「職業実践力育成プログラム」と同様に、『専門学校における「キャリア形成促進プログラム」について』も記述することが重要と考える。
- 国・地方公共団体がより積極的に情報発信に努めることが重要と考える。
- 「リカレント教育の成果の適切な評価・活用」「学習履歴の可視化の促進」では、企業等における学習成果の適切な評

価に当たっては、県として、例えばDX推進人材に必要な能力を精査して、人材育成プログラムを策定、かつ教員養成を行うなど、民間をリードする取組を県・労働局等関連する機関と連携して推進することで、企業等からの適切な評価を獲得していくことが重要と考える。

- 「マナパス」の活用を推進するとともに、厚労省の「マイ・ジョブカード」のシステムとのすり合わせを行い、県が国と連携して学校教育段階から社会人の学び、更には職業キャリアとの連動性をもたせ、政策を一本化することが重要と考える。

## **施策25：社会教育の推進**

【一般社団法人 埼玉県専修学校各種学校協会】

(次期教育振興基本計画「目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」に関連して)

- 「地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携」は、地域において、多様で特色ある生涯学習の機会を提供し、地域課題解決にも資する各種学校の取組も積極的に推進することが重要と考える。

【埼玉県社会教育委員会議】

(社会教育について)

- 社会教育の観点からも、生涯学習の観点からも、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進する生涯学習社会の実現が求められている。地域の課題解決に向けて取り組んでいく主体は「社会教育関係者」であることを明確に示していく必要がある。
- 課題へのアプローチを開始する時点や、活動を共にする人間関係づくりの際に、社会教育が大きな力を発揮している。関係団体だけでなく、企業やNPO等への働き掛けに加えて、今後の地域活動を担う新たな社会教育関連団体の育成が必要である。
- 人口減少・少子高齢化への対応、デジタル技術の進展への対応、共生社会の実現という三つの課題は、これからの県の社会教育にとくに重要な課題である。これらの課題に対しては、ICTを活用した多様な学びの環境づくりのほか、交流機会の創出、学び直しの推進、地域づくりに生かせる学習機会の充実が求められる。

- 誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現のためには、今まで、社会教育関係者が培ってきた人とつながりと地域を育てるスキルを生かす必要がある。不登校支援、多文化共生の実現といった具体的な課題もまた、学校教育や社会福祉に任せるだけではなく、社会教育行政こそが積極的に関わる必要のある現代的課題である。
- 教育という関係の中でつながる人々の絆は、単に顔見知りであるという関係以上のものがあり、コミュニティ、地域、社会を作り上げる上で、大きな役割を果たす。社会教育は日本社会で決してなくしてはならない働きである。

## 目標Ⅸ 文化芸術の振興

### 施策26：文化芸術活動の充実

#### 【埼玉高等学校教職員組合】

(県立美術館、県立博物館等の県有施設について)

- 県立美術館、県立博物館等の県有施設について、教職員の活用が進めば学校行事による生徒動員率など、更なる利用が期待できるだろう。

#### 【一般社団法人 埼玉県文化団体連合会】

(文化振興の推進について)

- 具体的な施策の中で、本連合会をはじめとする芸術・文化関係の団体を、文化活動の資源として積極的に活用していただきたい。
- 教育委員会と本連合会との文化施策や県内文化振興の推進に関する意見交換の場を積極的に設けていただきたい。

#### 【埼玉県文化財保護審議会】

(豊かな心の育成について) ※再掲

- 現行の埼玉県教育振興基本計画では、豊かな心の育成が目標の一つに掲げられているが、大綱の総論部分に書かれてい

るように、文化財は豊かさの基盤であり、人々の心の拠り所である。そのようなことを踏まえ、文化財に関する理解を促し、興味関心を高めることは郷土の文化への理解や愛着を深め、豊かな心の育成に資するものだと認識している。

(文化財に親しむ取組について)

- 文化財の持続的な保存・活用を進めていくには、地域の方々に文化財に親しんでいただく取組が、不可欠だと考えている。文化財行政や博物館、美術館等において、多様な学びや体験、地域振興などへの活動の範囲を広げる取組にも期待をしているところである。

## **施策 27：伝統文化の保存と持続的な活用**

【埼玉県文化財保護審議会】

(次期埼玉県教育振興基本計画の策定に当たって)

- 県教育委員会では、文化財の保存・活用に関する基本的な考え方を定めた埼玉県文化財保存活用大綱を令和2年3月に策定しているが、文化財保護審議会として、この大綱の趣旨を踏まえた埼玉県教育振興基本計画の策定をお願いしたい。

(文化財の持続的な保存・活用について)

- 現行の埼玉県教育振興基本計画では、文化芸術の振興が目標の一つに掲げられ、そこで美術館、博物館の活動充実や文化財の適切な保存・活用が謳われているが、文化財の適切な保存は大綱の核心部分にあたる考え方である。引き続き、県教育委員会として、文化財の指定や所有者等への支援を効果的に行い、貴重な文化財を確実に未来の世代に受け継いでいく責任を果たす必要があると考えている。

## 目標Ⅹ スポーツの推進

### 施策28：スポーツ・レクリエーション活動の推進

【公益財団法人 埼玉県スポーツ協会】

(次期埼玉県教育振興基本計画の策定に当たって)

- 本計画スポーツ関連施策等の策定に当たっては、「埼玉県スポーツ推進計画」令和5年度～9年度を参考としていただきたい。

(スポーツによる青少年の健全育成について)

- これまで、我が国における体育・スポーツ活動は、青少年の健全育成に大きく寄与しており、日本人の気質にも良い影響をもたらしている。また、日本人選手のフェアプレー精神やサポーターの行動は国際大会においても高く評価されており、これこそ、スポーツを通じたウェルビーイングの向上につながるものであり、今回の中教審答申で次期計画のコンセプトとして掲げる内容である。
- 本計画においても、スポーツによる豊かな人間関係を築く力や他人への思いやりの心、フェアプレー精神や自ら限界に挑戦するための克己心など、スポーツによる青少年の健全育成の観点を施策に反映していただきたい。

(障害者スポーツの振興と共生社会の実現について)

- 東京2020パラリンピック競技大会開催を機に高まったパラスポーツに対する関心や期待を生かし、特別支援学校の児童・生徒をはじめ障害者が積極的にスポーツを行える環境を整備してもらいたい。
- また、障害の有無に関わらず、「する」「みる」「ささえる」といったスポーツの価値を享受できるような共生社会の実現につながる計画内容としていただきたい。

### 施策29：競技スポーツの推進

【公益財団法人 埼玉県スポーツ協会】

(指導者の資質向上・リスクリング)

- 県民の誰もが性別や年齢、技能レベル等に応じてスポーツに親しむためには、スポーツ指導者の力が大きな要素とな

る。また、競技力向上に関しても最新のスポーツ科学やトレーニングの理論や知見、指導法を有する優秀な指導者が必要である。

- このため、本計画においてもスポーツ指導者の資質向上やリスクリングによるレベルアップを図る方策を位置付けていただきたい。

(アスリートの発掘・育成と競技力向上について)

- 優れた能力のあるアスリートを早期に発掘・育成し、一貫指導により世界に羽ばたくトップアスリートを育成することは、子供たちに夢と希望を、県民に感動や勇気を与えるものであり、重要な施策として位置付けていただきたい。

(スポーツインテグリティについて)

- スポーツ界が様々な脅威により欠けることなく、インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を確保することは、今後スポーツ活動を推進する上で重要である。
- スポーツ界における脅威とは、アスリートが不正に競技力を向上させるために薬物などを使用するドーピング、指導者による暴力やハラスメント、スポーツにおける差別、試合における八百長や不正行為、スポーツイベント開催に伴う汚職も大きな脅威である。
- また、我が国においてはスポーツを統括する団体、クラブなどの運営には未成熟なところも多く、ガバナンス（管理・統制）やコンプライアンス（法令遵守）の欠如などという課題もある。
- 選手・指導者・クラブ・組織などスポーツに関係する様々な主体が、スポーツ自体の価値を高め、スポーツを通じて幸福で豊かな社会を実現するために、この「スポーツインテグリティの確保」という内容を、本計画に組み込んでいただきたい。